

老総発 0201 第 1 号
老高発 0201 第 1 号
老振発 0201 第 1 号
老老発 0201 第 3 号
平成 31 年 2 月 1 日

各 都道府県 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総 務 課 長
高 齢 者 支 援 課 長
振 興 課 長
老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び
避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について

介護保険施設等における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、平成 28 年台風 10 号により岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームで多数の利用者が亡くなったことを受けて、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 1 月 31 日老総発 0131 第 1 号、老高発 0131 第 1 号、老振発 0131 第 1 号、老老発 0131 第 1 号）により、現状を点検し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、点検結果の当省への報告をお願いしていたところです。このたび、点検結果を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

当該結果においては、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた、非常災害対策計画（以下「計画」という。）を策定していない施設や避難訓練が実施されていない施設が散見されるところですが、特に、計画を策定していない施設の要因を都道府県に確認したところ、

- ・ 施設が計画の策定の方法が分からない・難しい
 - ・ これまでも都道府県等から施設に対して計画の必要性を周知しているものの、その必要性が十分に認識されていない
- 等の要因が考えられるとのことでした。

一方で、今回の調査結果で計画策定率が比較的高い結果となった都道府県では、

- ・ 管内施設への計画策定マニュアルやモデル計画の提供により、計画策定の向上を図っている
 - ・ 介護保険部局と土木（砂防）部局等が連携し、連絡会等を開催すること等により、水害・土砂災害のおそれのある箇所立地している施設の情報共有を行っている
 - ・ 施設の新規指定・指定更新手続時や集団指導・実地指導時において、計画策定状況や計画内容のきめ細やかな確認を行っている
- など、関係者の防災意識を高めながら、計画策定の向上に向けた取組を行っていることも明らかとなりました。

これらを踏まえ、都道府県におかれましては、改めて管内市町村及び施設に対し、①計画や避難訓練の必要性和併せて、別添のような計画策定マニュアルやモデル計画を提示・周知いただくとともに、②必要に応じて土木（砂防）部局等と連携した上で、③施設が属する地域・地形で起こりうる災害に対応できる計画の策定等が速やかに行われるよう、集団指導や実地指導等のあらゆる機会を通じて重点的な指導・助言をお願いいたします。

また、調査要領等を見直し^{*}た上で、平成 31 年 3 月 31 日時点の状況を改めて確認する予定としておりますので、予めご承知おきください。

（※）計画は、火災や地震のみではなく、施設が属する地域・地形によって起こりうる水害や土砂災害等も含む災害に対し、網羅的に対応できるものであることとしていますが、例えば、土砂災害のおそれがない箇所に立地している施設にまで土砂災害を含む計画の策定を求めているものではないことを明確化すること等を想定しています。

○非常災害対策計画策定状況

都道府県	管内の施設・事業所数(総数)																非常災害対策計画の策定状況														非常災害対策計画の策定状況																
	介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)	認知症対応型共同生活介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	短期入所生活介護事業所	通所介護事業所(地域密着型(療養通所介護を除く。))を含む。)	療養通所介護	通所リハビリテーション	認知症対応型通所介護事業所	合計(A)	介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)	認知症対応型共同生活介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	短期入所生活介護事業所	通所介護事業所(地域密着型(療養通所介護を除く。))を含む。)	療養通所介護	通所リハビリテーション	認知症対応型通所介護事業所	合計(B)	割合(B/A)	1－② 1－①のうち、具体的な項目を網羅している施設等の数															
																																介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)	認知症対応型共同生活介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	短期入所生活介護事業所	通所介護事業所(地域密着型(療養通所介護を除く。))を含む。)	療養通所介護	通所リハビリテーション	認知症対応型通所介護事業所	合計(C)	割合(C/A)
1 北海道	461	197	66	57	123	1,123	951	314	32	3	342	1,612	4	179	208	5,670	337	155	49	39	74	580	565	145	20	248	904	2	124	115	3,357	59.2%	196	80	33	27	39	249	64	12	140	467	2	70	58	1,727	30.5%
2 青森県	131	63	16	10	27	436	324	32	3	50	428	0	53	61	1,634	91	35	10	5	20	187	222	26	1	31	230	0	25	48	931	57.0%	70	30	8	5	19	174	187	22	1	28	187	0	19	39	789	48.3%
3 岩手県	169	72	16	18	24	224	193	75	1	176	529	0	96	41	1,634	101	43	6	16	11	119	126	48	1	85	284	0	49	22	911	55.8%	62	18	4	9	6	62	84	32	1	49	162	0	23	12	524	32.1%
4 宮城県	181	86	11	9	46	263	254	62	6	53	878	0	117	68	2,034	171	78	10	9	40	163	204	48	3	38	583	0	104	42	1,493	73.4%	161	78	10	9	40	166	205	48	3	37	585	0	104	42	1,488	73.2%
5 秋田県	135	56	7	16	45	140	197	67	4	299	357	4	202	37	1,566	80	41	5	11	16	75	144	53	3	191	213	1	57	19	909	58.0%	57	25	3	8	13	47	110	45	3	135	154	0	33	16	649	41.4%
6 山形県	150	46	7	13	12	224	129	113	4	146	403	0	74	68	1,389	142	39	4	12	12	157	114	105	4	131	320	0	63	56	1,159	83.4%	97	25	4	8	8	109	77	68	3	90	218	0	41	32	780	56.2%
7 福島県	185	90	16	14	34	248	227	113	6	201	678	0	80	101	1,993	122	49	9	10	27	44	165	69	3	49	360	0	55	48	1,010	50.7%	84	33	6	6	19	28	131	55	3	41	247	0	42	31	726	36.4%
8 茨城県	235	125	21	14	50	322	277	79	6	303	938	0	182	47	2,599	183	45	5	11	32	92	156	54	5	123	457	0	62	29	1,254	48.2%	123	33	3	8	19	70	107	42	5	88	319	0	47	19	883	34.0%
9 栃木県	201	65	8	12	26	207	173	95	3	228	730	0	93	52	1,893	120	37	4	8	14	74	78	39	2	102	251	0	44	16	789	41.7%	22	12	1	2	2	10	15	7	0	14	43	0	15	3	146	7.7%
10 群馬県	169	65	8	17	63	501	268	108	8	238	955	2	98	89	2,589	57	34	3	6	20	120	100	46	1	24	228	0	13	21	673	26.0%	44	24	2	4	16	102	70	30	1	16	172	0	6	17	504	19.5%
11 埼玉県	418	163	20	18	80	826	417	112	7	507	1,966	3	282	104	4,923	197	72	6	9	24	166	209	64	2	169	721	1	63	76	1,779	36.1%	72	25	2	3	11	46	121	39	2	59	344	1	22	49	796	16.2%
12 千葉県	364	130	26	22	98	611	450	117	7	175	1,853	2	147	89	4,091	193	87	10	13	42	213	217	60	4	80	674	1	42	46	1,682	41.1%	119	42	6	9	27	157	139	36	3	48	441	0	29	31	1,087	26.6%
13 東京都	527	194	53	33	112	1,019	568	180	20	68	3,327	2	195	399	6,697	130	41	19	13	31	348	289	81	9	12	1,246	2	62	171	2,454	36.6%	106	28	14	9	26	317	216	61	8	10	956	0	45	130	1,926	28.8%
14 神奈川県	419	194	29	18	47	965	714	267	34	298	2,325	11	286	286	5,893	182	96	12	12	17	247	330	125	15	109	818	2	56	130	2,151	36.5%	112	75	7	6	12	180	197	70	6	77	523	1	45	88	1,399	23.7%
15 新潟県	292	100	22	17	62	216	244	180	7	279	633	0	72	79	2,203	260	91	19	15	46	151	193	146	6	235	550	0	43	60	1,815	82.4%	138	44	10	12	28	103	107	65	2	108	217	0	34	37	905	41.1%
16 富山県	108	48	34	4	24	147	166	80	2	137	456	0	53	70	1,329	65	32	17	2	11	52	71	34	1	74	187	0	32	25	603	45.4%	45	21	10	2	9	35	47	18	0	49	129	0	22	13	400	30.1%
17 石川県	106	45	20	9	28	151	175	80	4	109	402	0	93	43	1,265	98	40	17	9	27	109	152	68	4	102	333	0	83	41	1,083	85.6%	78	32	14	6	17	75	104	55	2	79	248	0	66	34	810	64.0%
18 福井県	100	36	19	9	20	72	87	82	8	12	276	0	70	61	852	76	28	13	9	13	41	67	57	5	7	158	0	48	47	569	66.8%	51	18	7	8	8	22	32	30	4	5	97	0	27	30	339	39.8%
19 山梨県	100	31	7	12	15	88	68	26	3	127	463	0	179	28	1,147	80	23	2	9	10	63	47	16	3	94	307	0	51	18	723	63.0%	53	18	2	5	7	18	38	12	2	56	166	0	33	14	424	37.0%
20 長野県	212	97	36	26	37	367	242	92	2	53	804	1	33	70	2,072	71	31	6	12	6	69	69	51	0	31	385	1	13	29	774	37.4%	4	0	0	0	0	0	0	32	0	19	241	1	9	12	318	15.3%
21 岐阜県	168	80	20	22	41	238	277	77	4	219	728	4	143	62	2,083	121	54	14	20	27	124	174	44	3	148	402	4	81	45	1,261	60.5%	66	23	7	12	17	71	113	26	3	88	246	2	45	27	746	35.8%
22 静岡県	270	125	23	26	57	366	372	139	12	300	1,377	1	239	148	3,455	197	92	16	18	34	198	227	103	5	167	770	0	125	94	2,046	59.2%	134	73	9	7	26	117	144	52	4	120	502	0	100	69	1,357	39.3%
23 愛知県	363	192	36	30	98	885	531	182	9	391	2,161	2	326	165	5,371	209	121	26	22	59																											

○避難訓練実施状況

都道府県		管内の施設・事業所数(総数)															避難訓練の実施状況															避難訓練の実施状況																
																	2－① 訓練実施済みの施設等の数															2－② 訓練未実施のうち、平成29年3月までに訓練実施予定の施設等の数																
		介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)	認知症対応型共同生活介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	短期入所生活介護事業所	通所介護事業所(地域密着型(療養通所介護を除く。)を含む。)	療養通所介護	通所リハビリテーション	認知症対応型通所介護事業所	合計(A)	介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)	認知症対応型共同生活介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	短期入所生活介護事業所	通所介護事業所(地域密着型(療養通所介護を除く。)を含む。)	療養通所介護	通所リハビリテーション	認知症対応型通所介護事業所	合計(C)	割合(B+C)/A																
1	北海道	461	197	66	57	123	1,123	951	314	33	342	1,612	4	179	208	5,670	169	50	24	13	23	283	221	64	7	116	418	1	39	40	1,468	25.9%	71	27	7	3	15	148	157	47	9	47	234	1	27	31	824	40.4%
2	青森県	131	63	16	10	27	436	324	32	3	50	428	0	53	61	1,634	39	15	2	4	9	84	104	8	0	12	91	0	9	22	399	24.4%	24	6	1	0	7	54	36	8	0	8	66	0	4	6	220	37.9%
3	岩手県	169	72	16	18	24	224	193	75	1	176	529	0	96	41	1,634	39	8	2	3	4	21	44	18	1	30	93	0	8	4	275	16.8%	12	3	1	1	1	21	17	2	0	10	44	0	7	3	122	24.3%
4	宮城県	181	86	11	9	46	263	254	62	6	53	878	0	117	68	2,034	169	77	10	9	39	167	204	49	3	38	581	0	104	42	1,492	73.4%	2	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	7	73.7%
5	秋田県	135	56	7	16	45	140	197	67	4	299	357	4	202	37	1,566	29	15	2	7	4	20	77	23	3	77	98	2	24	11	392	25.0%	15	4	0	0	2	11	15	9	0	29	42	0	3	6	136	33.7%
6	山形県	150	46	7	13	12	224	129	113	4	146	403	0	74	68	1,389	107	29	4	10	10	115	71	74	4	102	245	0	49	36	856	61.6%	20	5	1	2	2	29	23	17	0	19	48	0	7	6	179	74.5%
7	福島県	185	90	16	14	34	248	227	113	6	201	678	0	80	101	1,993	75	20	5	6	16	23	109	49	1	40	208	0	33	34	619	31.1%	17	13	0	4	5	8	31	16	0	8	72	0	11	3	188	40.5%
8	茨城県	235	125	21	14	50	322	277	79	6	303	938	0	182	47	2,599	85	14	5	7	7	45	90	27	3	62	230	0	22	18	615	23.7%	37	18	0	6	11	27	52	14	0	30	156	0	14	12	377	38.2%
9	栃木県	201	65	8	12	26	207	173	95	3	228	730	0	93	52	1,893	29	6	0	2	3	5	20	13	0	20	45	0	6	3	152	8.0%	41	5	0	1	4	10	60	26	2	21	120	0	6	14	310	24.4%
10	群馬県	169	65	8	17	63	501	268	108	8	238	955	2	98	89	2,589	14	9	1	3	4	45	56	18	2	5	109	0	2	12	280	10.8%	1	1	0	1	1	3	8	3	0	5	27	0	1	3	54	12.9%
11	埼玉県	418	163	20	18	80	826	417	112	7	507	1,966	3	282	104	4,923	38	14	0	1	7	46	96	20	1	34	264	1	13	28	563	11.4%	66	23	2	3	7	56	58	29	1	55	270	0	19	18	607	23.8%
12	千葉県	364	130	26	22	98	611	450	117	7	175	1,853	2	147	89	4,091	81	24	12	4	21	93	110	39	3	48	429	0	32	29	925	22.6%	71	3	3	5	8	59	77	19	0	18	224	0	21	18	526	35.5%
13	東京都	527	194	53	33	112	1,019	568	180	20	68	3,327	2	195	399	6,697	71	15	17	6	21	136	151	49	1	14	762	2	36	99	1,380	20.6%	41	17	7	5	9	96	146	38	6	7	800	0	35	78	1,285	39.8%
14	神奈川県	419	194	29	18	47	965	714	267	34	298	2,325	11	286	286	5,893	79	37	5	4	10	125	202	64	6	48	573	2	47	86	1,288	21.9%	28	20	1	2	4	45	47	18	6	23	139	1	7	11	352	27.8%
15	新潟県	292	100	22	17	62	216	244	180	7	279	633	0	72	79	2,203	88	27	9	10	24	83	79	45	2	74	141	0	18	26	626	28.4%	16	1	0	1	8	13	22	20	0	11	45	0	1	11	149	35.2%
16	富山県	108	48	34	4	24	147	166	80	2	137	456	0	53	70	1,329	27	10	3	1	5	28	33	17	0	32	97	0	9	16	278	20.9%	5	4	2	1	3	15	9	9	0	6	28	0	4	7	93	27.9%
17	石川県	106	45	20	9	28	151	175	80	4	109	402	0	93	43	1,265	37	14	7	5	12	33	57	32	2	37	138	0	31	20	425	33.6%	18	7	3	0	3	15	21	12	0	17	58	0	17	6	177	47.6%
18	福井県	100	36	19	9	20	72	87	82	8	12	276	0	70	61	852	37	14	6	7	8	16	31	21	1	5	90	0	24	22	282	33.1%	17	4	0	1	4	15	8	12	0	1	34	0	5	7	108	45.8%
19	山梨県	100	31	7	12	15	88	68	26	3	127	463	0	179	28	1,147	26	10	2	6	8	24	28	9	2	32	173	0	19	12	351	30.6%	17	3	0	0	0	5	21	6	0	18	80	0	7	13	170	45.4%
20	長野県	212	97	36	26	37	367	242	92	2	53	804	1	33	70	2,072	28	11	4	4	2	21	35	37	0	16	280	0	8	25	471	22.7%	26	11	3	4	2	21	32	1	0	2	85	0	0	7	194	32.1%
21	岐阜県	168	80	20	22	41	238	277	77	4	219	728	4	143	62	2,083	57	19	4	10	13	55	90	18	0	65	195	1	25	18	570	27.4%	21	7	2	1	3	22	34	13	0	25	60	1	8	3	200	37.0%
22	静岡県	270	125	23	26	57	366	372	139	12	300	1,377	1	239	148	3,455	137	69	11	10	30	141	166	71	4	118	604	1	94	72	1,528	44.2%	58	21	2	8	3	30	65	23	1	51	206	0	27	27	522	59.3%
23	愛知県	363	192	36	30	98	885	531	182	9	391	2,161	2	326	165	5,371	129	78	15																													

福祉・医療施設防災マニュアル 作成指針

平成 22 年 1 月
山口県健康福祉部

(平成 30 年 7 月一部改正)

目 次

〈防災マニュアル作成指針とは〉

1 本指針の位置づけ	1
2 本指針の構成	1

I マニュアル作成に当たっての留意点	3
--------------------------	---

II 平常時の対策

1 立地条件と災害予測	4
2 役割分担の決定	5
3 連絡体制の整備	6
4 職員の招集・参集基準の決定	7
5 施設利用者情報の把握	7
6 情報の収集	8
7 施設の休業判断（通所・通院施設）	9
8 避難の判断	10
9 災害に応じた避難方法の検討	11
10 食料等備蓄品の準備	17
11 施設、設備の定期的な点検	19
12 施設周辺の定期的な点検	21
13 地域住民等とのネットワークづくり	22
14 職員への防災教育	22
15 防災訓練の実施	23

III 災害時の対応（行動手順）

1 風水害	24
2 地震	27

○ 用語解説	29
--------------	----

〈防災マニュアル作成指針とは〉

1 本指針の位置づけ

- 本県では平成11年の台風18号の高潮や平成17年の台風14号の洪水、そして平成21年7月の集中豪雨による土砂災害など過去に風水害を受けています。また、これまで地震による被害は比較的少ない本県ですが、10以上の活断層が存在するほか、「南海トラフ巨大地震」による危険性も指摘されています。
- 福祉施設や医療施設は、災害の際に自力避難が困難な方が多く利用する施設であることから、利用者の安全を図るため、災害時に速やかな対応ができる体制の整備や減災のための事前対策を講じ、施設の災害適応力を高めておく必要があります。
- この指針は、立地条件や利用者特性など、個々の施設の実状に応じて、災害適応力を高めるために、各施設が自らの防災マニュアルの作成や見直しの際の参考資料として活用していただくために策定したものです。

2 本指針の構成

- 本指針の構成は、次のとおりです。

I マニュアル作成に当たっての留意点

- ・ 緊急時に用いるものなのでシンプルかつ具体的な内容で作成
- ・ 施設内の全職員を参加させるなど、作成プロセスも大事に
- ・ 情報伝達時や避難時には、利用者特性に合わせた配慮を

II 平常時の対策

災害時に適切な対応ができるよう、平常時に役割分担や連絡体制などを定めておくとともに、食料等の備蓄や施設の防災対策など、必要な準備を整えておきます。

立地条件と災害予測		施設の立地条件の把握と災害の予測 [立地条件等]
災害時体制整備	役割分担の決定	災害対応を適切に行うための災害時の役割分担の決定 [役割分担表]
	連絡体制の整備	職員の防災連絡体制の整備や緊急連絡先の確保、電話の代替手段の決定 [緊急連絡先一覧表]
	職員の招集・参集基準の決定	夜間・休日の職員を招集する基準や職員が自主的に参集する基準を定める [職員招集・参集基準]
情報整理	施設利用者情報の把握	利用者の家族の連絡先など、利用者に関する情報を一覧表に整理 [施設利用者一覧表]
	情報の収集	気象情報等必要な情報の入手方法のリストアップ [気象・災害情報入手先リスト]

基準等の策定	施設の休業判断	通所・通院施設における臨時休業の判断基準の策定 〔臨時休業判断基準〕
	避難の判断	入所・入院施設における避難時期の判断基準の策定 〔避難判断基準〕
	災害に応じた避難方法の検討	災害種別毎に施設内外の避難場所、避難経路、避難方法を定める〔避難経路図〕
事前準備・安全対策	食料等備蓄品の準備	食料、資機材の備蓄と非常時用持ち出しセットの準備 〔備蓄品リスト〕
	施設、設備の定期的な点検	施設、設備、備品の災害時の損壊防止策の実施 〔施設の安全対策チェックリスト〕
	施設周辺の定期的な点検	施設周辺の自然状況や斜面、水路等の定期的な点検 〔施設周辺点検リスト〕
	地域住民等とのネットワークづくり	地域住民や近隣施設等との協力体制の構築 〔協力者リスト〕
教育・訓練	職員への防災教育	各種災害の基礎知識や災害時にとるべき行動等を内容とする防災教育の実施〔防災教育項目〕
	防災訓練の実施	風水害や地震を想定した防災訓練の実施 〔訓練用災害時行動手順チェックシート〕

□ 内は、マニュアルに掲載する表、基準、リスト等

Ⅱ 災害時の対応（行動手順）

利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた災害時の行動手順に基づき、適切な対応や活動を行います。

風水害

警報発表

- 情報の収集
- 施設周辺の点検
- 職員の招集・参集

- 担当業務内容の確認や準備
- 施設の休業判断
- 利用者、職員への周知

- 施設内外へ避難

- 利用者家族への状況報告
- 利用者の健康ケアとメンタル対策
- 他の施設等への受入れ要請

地震

地震発生

- 火災の発生防止と消火活動
- 利用者、職員の安否確認と救護活動
- 職員の参集

- 災害情報の収集と利用者、職員、関係機関への連絡

- 施設内外へ避難

- 利用者家族への状況報告
- 利用者の健康ケアとメンタル対策
- 他の施設等への受入れ要請

I マニュアル作成に当たっての留意点

○ シンプルかつ具体的な内容

マニュアルは、緊急時に用いることから、図表や箇条書きなどの手法を用い、シンプルかつ具体的なものにしましょう。

○ 作成プロセスも大事に

作成するプロセスも重要であるので、作成の際は、施設内の全職種、全部門の参加を得ることが必要です。

○ 利用者特性の把握

利用者の特性を把握し、情報伝達時や避難時などに、その特性に合わせた配慮を行いましょう。

[タイプ分けと具体的な対応策へのヒント]

区 分	利用者特性によるタイプ分け	具体的な対応策へのヒント
情報の受信に支援が必要な方	・目が不自由な利用者 ・耳が不自由な利用者 ・行動指示が正確に伝わらない利用者（認知症、知的障害がある者など）	・音声による誘導の検討 ・事前に情報伝達カードの準備 ・個別に避難誘導等介助者の確保
情報の発信に支援が必要な方	・言葉が不自由な利用者 ・耳が不自由な利用者 ・自分の意思を正確に伝えられない利用者（幼児、認知症、知的障害がある者、精神障害がある者など）	・避難誘導等介助者の確保 ・避難に係る細かい情報の提供 ・簡潔で具体的な指示
移動に支援が必要な方	・車いすや歩行補助具を使用している利用者 ・一人では移動できない利用者（寝たきり等虚弱な利用者） ・目が不自由な利用者	・移動手段として介助者と用具の確保（車いす、ストレッチャーなど） ・避難誘導等介助者の確保
判断に支援が必要な方	・状況の理解や判断が困難な利用者（認知症、知的障害がある者、精神障害がある者、幼児、低学年児童など）	・適切な指示と誘導をする介助者の確保 ・施設入所児童の登下校時の安全の確保

○ 防災訓練後の見直し

防災訓練を通して、マニュアルの改善点が見つかれば、随時、見直しをしましょう。

Ⅱ 平常時の対策

1 立地条件と災害予測

チェックNo.	チェック項目	Yes
1-1	施設の立地条件（環境）や予測される災害を記載していますか。	

【ポイント】

- ・施設のある場所（周囲の環境）によって、予測しないといけな災害も異なります。施設がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるのかをしっかりと把握しておきましょう。

○施設やその周辺に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域があれば、土砂災害発生に備えた対策が必要です。

○施設やその周辺に、洪水浸水想定区域や高潮浸水予測区域、津波災害警戒区域があれば、洪水や高潮、津波に備えた対策が必要です。

- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
(山口県土砂災害警戒区域等マップ)

<http://kikenmap.pref.yamaguchi.lg.jp/kikenmap/>

山口県土砂災害警戒区域等マップ

検索

- 各種ハザードマップ等
(防災やまぐち お役立ち情報)

http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/static/contents01.html

防災やまぐち お役立ち情報

検索

○各市町の防災担当課や土木担当課には多くの防災情報があります。市町が作成するハザードマップ(※)等入手し、施設の立地条件について確認しておきましょう。

(※)ハザードマップ…土砂災害、洪水、高潮等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難経路が記載されている地図のこと。

作成例 立地条件等

○ 施設の立地条件 … 土砂災害警戒区域 内

○ 予測される災害 … 崖崩れ災害

2 役割分担の決定

チェックNo.	チェック項目	Yes
2-1	災害時の役割分担を定めていますか。	

【ポイント】

- ・役割分担の班別で行うべき業務をできるだけ具体的に定め、職員に周知しておきましょう。
- ・総括責任者が不在の際に災害への対応を迫られる場合もあるので、代行者や代行者不在の際の第2、第3の代行者など、複数の責任者を定めておきましょう。
- ・総括責任者だけでなく、各班ごとでも、それぞれ複数の者がイニシアチブを取れるよう、リーダー、リーダー代理を決めておきましょう。

○夜間など、平日の日中に比べて、職員の数が少ない場合の対応策も検討しておきましょう。

作成例 役割分担表

役割分担表					
担当	業務内容	担当者			
総括責任者	・総括責任（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般）	担当＝施設長 代行者②＝〇〇〇〇 代行者①＝（事務長） 代行者③＝〇〇〇〇			
情報収集・連絡担当	・気象・災害の情報収集 ・職員への連絡、職員・職員家族の安否確認 ・関係機関との連絡、調整 ・利用者家族への連絡 ・地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整 ・避難状況のとりまとめ	担当＝事務長 代理①＝〇〇〇〇 代理②＝〇〇〇〇			
救護班	・負傷者の救出 ・負傷者への応急処置 ・負傷者の病院移送	リーダー 〇〇〇〇	リーダー代理① 〇〇〇〇	リーダー代理② 〇〇〇〇	〇〇〇〇 ...
安全対策班	・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・利用者の家族への引き渡し ・火の元の確認、初期消火	リーダー 〇〇〇〇	リーダー代理① 〇〇〇〇	リーダー代理② 〇〇〇〇	〇〇〇〇 ...
物資班	・食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出 ・備蓄品の補給（販売店への発注）	リーダー 〇〇〇〇	リーダー代理① 〇〇〇〇	リーダー代理② 〇〇〇〇	〇〇〇〇 ...

注）施設の規模、形態に応じた体制づくりを検討しておきましょう。

3 連絡体制の整備

チェックNo.	チェック項目	Yes
3-1	職員への防災連絡体制を定めていますか。	
3-2	防災関係機関等緊急連絡先一覧を作成していますか。	
3-3	電話が使えない場合に他の方法を定めていますか。	

【ポイント】

- ・職員の招集が速やかに行えるよう、携帯電話のメール一斉配信の方法などで防災連絡体制を整えておきましょう。
- ・緊急事態発生時に、市町、消防その他の防災関係機関等に対して、速やかに連絡・通報ができるよう連絡先を一覧表に整理しておきましょう。
- ・災害時には、一般電話や携帯電話はつながりにくくなるおそれがあるので、代替手段を検討しておきましょう。

○メールによる一斉配信は、同時に多人数に情報を送る手段として有効です。

○市町について、防災担当課は、被災の状況によっては、電話が通じにくくなる場合もあるので、福祉担当課の連絡先も把握しておきましょう。

○大きな災害が起こったときの安否情報などの連絡には、NTTのダイヤル番号171「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話各社の「災害用伝言板サービス」が使えます。いずれかの方法を使う場合、職員や利用者の家族にも周知しておきましょう。また、各伝言サービスでは、災害時の利用に備えて体験利用日も設定されています。（「災害用伝言ダイヤル」は、毎月1日ほか）

○通信機能がすべて途絶えた場合に備え、自転車やオートバイの利用なども検討しておきましょう。

作成例 緊急連絡先一覧表

緊急連絡先一覧表				
連絡先	電話		FAX	担当者氏名
		(夜間)		
消防・救急	119	—	—	—
警察	110	—	—	—
〇〇市防災担当課				
〇〇市福祉担当課				
〇〇市消防本部				
〇〇出張所(消防)				
〇〇警察署				
〇〇交番				
〇〇病院				
中国電力				
〇〇市ガス局				
〇〇市水道局				
NTT西日本				
協力施設	〇〇苑			
	〇〇苑			
	〇〇病院			
地域の協力者	〇〇 〇〇	—		—
	〇〇 〇〇	—		—
	：			

4 職員の招集・参集基準の決定

チェックNo.	チェック項目	Yes
4-1	夜間や休日における職員の招集・参集基準を設けていますか。	

【ポイント】

- ・夜間や休日に、災害関連情報が発表された場合における職員の招集・参集基準を定めておきましょう。

○災害情報の内容に応じて、招集や参集する職員を指定しておきましょう。指定に当たっては、役職、居住場所、交通手段等を考慮しましょう。

○公共交通機関や車等が使用できない場合の交通手段も検討しておきましょう。

作成例 招集・参集基準（施設の立地条件、予想される災害に応じて決定しましょう。）

招集・参集基準		
災害種別	災害関連情報	対象職員
風水害	大雨・洪水警報が発表されたとき	指定職員
	暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
	記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき	全職員
	台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
地震（津波）	震度4又は津波警報が発表されたとき	指定職員
	震度5弱以上又は大津波警報が発表されたとき	全職員

※指定職員には、各班リーダーのほか徒歩又は自転車等で30分以内に出勤が可能な職員を指定

5 施設利用者情報の把握

チェックNo.	チェック項目	Yes
5-1	利用者に関する情報を一覧表に整理していますか。	

【ポイント】

- ・利用者の氏名、生年月日、薬、心身の状態や連絡先などが分かる一覧表を作成し、避難しなければならなくなった場合に備えておきましょう。

○個人情報保護の観点からデータの保管・管理には細心の注意を払いましょう。

○一箇所の保管では、被災により利用できなくなることもあるので、複数箇所で保管するなどの工夫をしましょう。

作成例 施設利用者一覧表

施設利用者一覧表										
部屋										
氏名	生年月日	性別	薬	連絡先①（間柄：）			連絡先②（間柄：）			
				氏名	電話	自宅	氏名	電話	自宅	
心身の状態			移送方法			（その他）			（その他）	
氏名	生年月日	性別	薬	連絡先①（間柄：）			連絡先②（間柄：）			
				氏名	電話	自宅	氏名	電話	自宅	
心身の状態			移送方法			（その他）			（その他）	

6 情報の収集

チェックNo.	チェック項目	Yes
6-1	気象情報や防災情報等必要な情報の入手方法をリストアップしていますか。	

【ポイント】

- ・テレビやラジオのほか、パソコンや携帯端末からも大雨や台風に関する気象情報や防災情報等を入手できるように準備しておきましょう。

○災害関連情報は、以下のホームページから入手できます。

●気象情報
(下関地方気象台)
<http://www.jma-net.go.jp/shimonoseki/index.html>

 ←

●山口県の防災・災害情報
(防災やまぐち)
<http://www.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

 ←

●河川水位・土砂災害情報等
(山口県土木防災情報システム)
<http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp/>

 ←

(山口県土砂災害ポータル)
<http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/portal/>

 ←

○「山口県」、「山口県土木防災情報システム」、「山口県土砂災害ポータル」の携帯サイトについては、以下のコードで接続できます。



○県では、Ｌアラート（※）を通じて、避難勧告等の発令や避難所の開設などの重要な防災情報を発信します。テレビやラジオ、インターネット等を随時確認し、迅速に避難できるようにしましょう。

（※）Ｌアラート…避難勧告等の災害情報を集約し、多様なメディアを通じて、住民に情報配信するシステム。

7 施設の休業判断（通所・通院施設）

チェックNo.	チェック項目	Yes
7-1	臨時休業の判断基準や決定の手順等を定めていますか。	

【ポイント】

- ・施設の所在する地域だけでなく、利用者等の住んでいる地域や通所経路等の危険箇所を把握した上で、定めた基準等を基に適切に臨時休業の判断が下せるようにしておきましょう。

○臨時休業の判断基準

（例）

- ・台風が直近を通ることが予想されるとき。
- ・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

○利用者への連絡方法、連絡時間等について、周知しておきましょう。

○前日に想定できる場合は、前日に決定し、利用者等に周知しておきましょう。

○不特定の利用者が利用する施設については、気象状況による休業基準を施設内に掲示するなどして、日頃から周知しておきましょう。

8 避難の判断

チェックNo.	チェック項目	Yes
8-1	避難の判断基準を定めていますか。	

【ポイント】

- ・市町の防災担当課等から避難に関する情報を得たときや施設及び施設周辺で少しでも普段と違う状態を見つけたときには、避難しましょう。

○土砂災害の場合

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にある施設では、大雨警報（土砂災害）が発表されたときや、山口県土砂災害ポータルで示す土砂災害降雨危険度がレベル2になったときなどが避難開始のタイミングになります。
- ・土砂災害の前兆現象（P.24参照）が現れた場合は、とても危険な状況です。土砂災害降雨危険度の状況によらず、一刻の猶予なく直ちに避難しましょう。

○洪水の場合

- ・浸水する前の避難が原則です。市町からの情報に注意し、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示（緊急）が出た場合は、早急に避難しましょう。
- ・市町からの情報がない場合でも、低地にある施設など立地条件によって危険となる場合があることから、少しでも危険を感じたらすぐに避難しましょう。

○高潮の場合

- ・海岸に近いところにある施設は、気象庁から高潮警報が発表された段階で避難を考えましょう。
- ・台風がまだ接近していないときにも警報が発表されることもあるので、気象情報に常に注意をし、早めに避難しましょう。

○地震（津波）の場合

- ・地震発生後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難しましょう。
- ・津波警報等が発表された場合は、急いで、高い場所に避難しましょう。

9 災害に応じた避難方法の検討

チェックNo.	チェック項目	Yes
9-1	避難場所や避難経路、避難方法を定めていますか。	

【ポイント】

- ・市町の防災担当課又は福祉担当課と協議して、避難場所（施設内とする場合も含む。）や避難経路、避難方法について決めておきましょう。
- ・立地条件や風水害の程度から（施設が高台に位置する鉄筋コンクリート造りの建物であり、台風の勢力が弱い場合など）避難先を施設内とするのか、施設外とするのかも含めて検討しておきましょう。

○施設内に避難する場合

- ・施設内の避難場所は、予測される災害に応じて、決めておきましょう。

（例）

- ・土砂災害のおそれ（西棟裏山）の場合：①東棟2階共用部、②東側作業棟内、③…
- ・床上浸水のおそれの場合：①本館2階食堂、②東棟2階共用部、③…
- ・強風被害（ガラス破損等）のおそれの場合：①本館2階食堂、②1階ロビー、③…
- ・地震の場合：①本館2階食堂、②…

○施設外に避難する場合

- ・避難場所、避難経路については、複数設定し、選択できるようにしておきましょう。
- ・避難場所や避難経路、避難方法については、避難所の立地条件・収容人員や利用者の特性を考慮して設定するようにしましょう。
- ・設定した避難経路は実際に通って、途中の危険な箇所や所要時間等を把握しておきましょう。

（避難経路上にある、がけやブロック塀、道路冠水時に見えなくなる可能性のある側溝やマンホールなど、危険な箇所を確認し、避難経路図に記入するなどしておきましょう。）

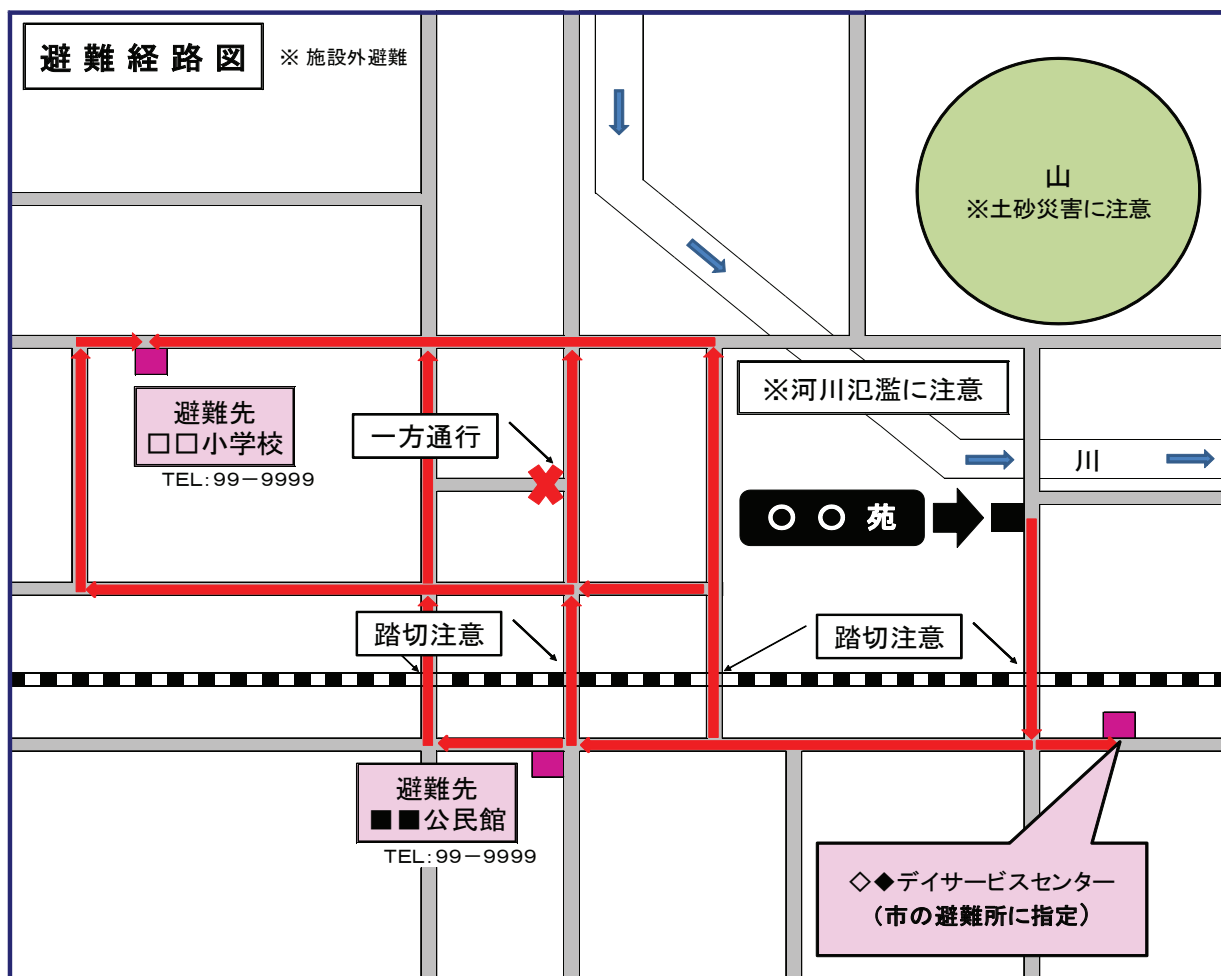
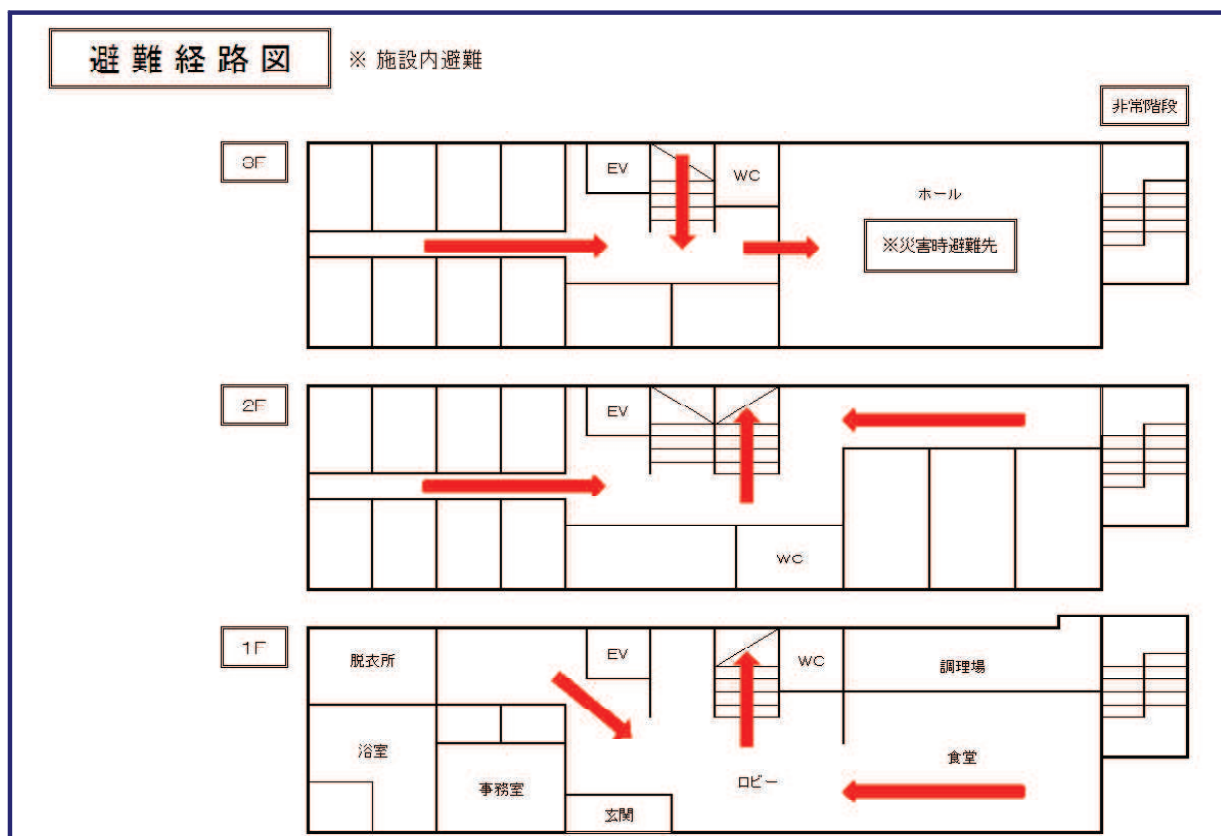
○早期の避難

- ・自力で移動困難な高齢者や障害者の避難の場合は、浸水前等の早めの段階で「空振り覚悟で早めの避難」を心がけましょう。

○避難経路図の掲示

- ・施設で定めた施設内、施設外それぞれの避難場所と避難経路を記載した避難経路図を、利用者の分かりやすい場所に掲示しておきましょう。

作成例 避難経路図



特別養護老人ホーム、障害者支援施設 など

これらの施設の利用者は、災害時、自力避難が困難であり、職員の介助を要することから、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示（緊急）が発せられた場合、次のような方法で避難しましょう。

○入所者のグルーピング

- ・入所者の状態によって、移送方法別にグループ分けをし、避難が効率的にできるよう備えておきましょう。グループ分けは施設利用者一覧表に整理しておき、避難時には、グループ別に色分けした名札（服用薬や連絡先なども記載）を首からかけるなどしましょう。

グルーピングの例

- ①短い距離は歩行できる者
- ②移動に車いすを使用し、かつ、自力で座位が保持でき、マイクロバス等の座席に座ることができる者
- ③移動にリクライニング式車いすやストレッチャー等を使用し、かつ、自力で座位が保持できず、マイクロバス等の座席に座ることができない者

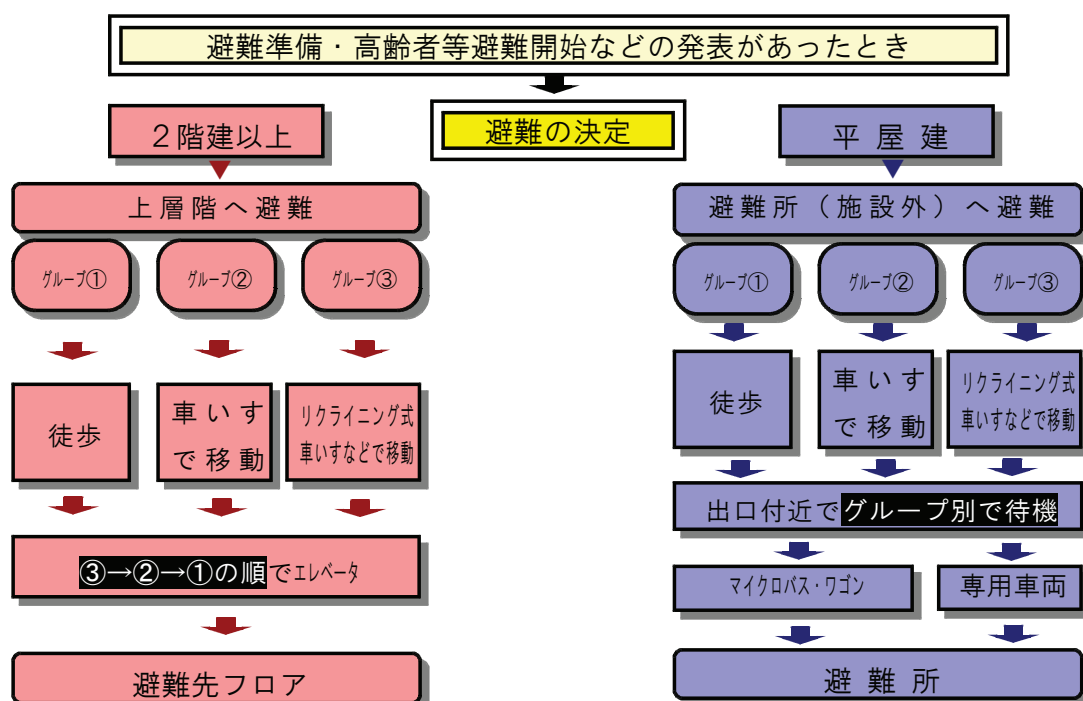
○避難先に応じた避難誘導

- ・予測される災害と建物構造などに基づき、避難先を施設内とするか、施設外とするか決定しましょう。

避難先の例

予測される災害：浸水2m（市のハザードマップによる）
建物構造と避難先：2階建て以上 ⇒ 2階以上
平屋建て ⇒ 市の避難所

- ・避難は、グループ分けされた入所者について、それぞれ可能な移送手段を用いて誘導しましょう。



〈 上層階への避難 〉

- ・ 上層階に避難誘導する際には、エレベーターが停電により使用不能になることも考慮して、移動時にエレベーター使用の必要性が高い順（前ページ、グルーピングの例の場合③→②→①の順）に移動しましょう。

〈 避難所（施設外）への避難 〉

◇移送車両の確保と職員の配備

- ・ 移送する入所者から割り出される移送車両と介助人員の必要数に基づき、配車計画を作成し、職員を配備しましょう。

配車計画の例

配 車 計 画 表								年	月	日
移 送 先	人数		グループ① 名		② 名		③ 名			
施設内誘導担当										
避難所担当										
車 両										
運転手										
同乗者										
乗車場所										
1 便	座席	名	座席	名	座席	名	座席	名		
	車いす	名	車いす	名	車いす	名	車いす	名		
	リクライニング式 車いす	名	リクライニング式 車いす	名	リクライニング式 車いす	名	リクライニング式 車いす	名		
	ストレッチャー	名	ストレッチャー	名	ストレッチャー	名	ストレッチャー	名		
2 便	座席	名	座席	名	座席	名	座席	名		
	車いす	名	車いす	名	車いす	名	車いす	名		

◇移送方法の工夫

- ・ 自力で座位が保持できない人の移送手段が不足する場合は、次のような方法も考えてみましょう。
- （例）①施設職員や地域住民等が所有する乗用ワンボックスカーなど人が横になれる広さのある車両の活用など、非常時ならではの様々な方法を検討しましょう。
- ②ストレッチャーが不足している場合は、毛布や衣類を利用した応急担架を作成する方法もあります。

◇近隣施設への協力要請

- ・ 移送方法を工夫しても、車両が不足するときは、近隣施設が所有する車両の応援を求めましょう。

防災共助マップ作成による地域の防災資源の発掘

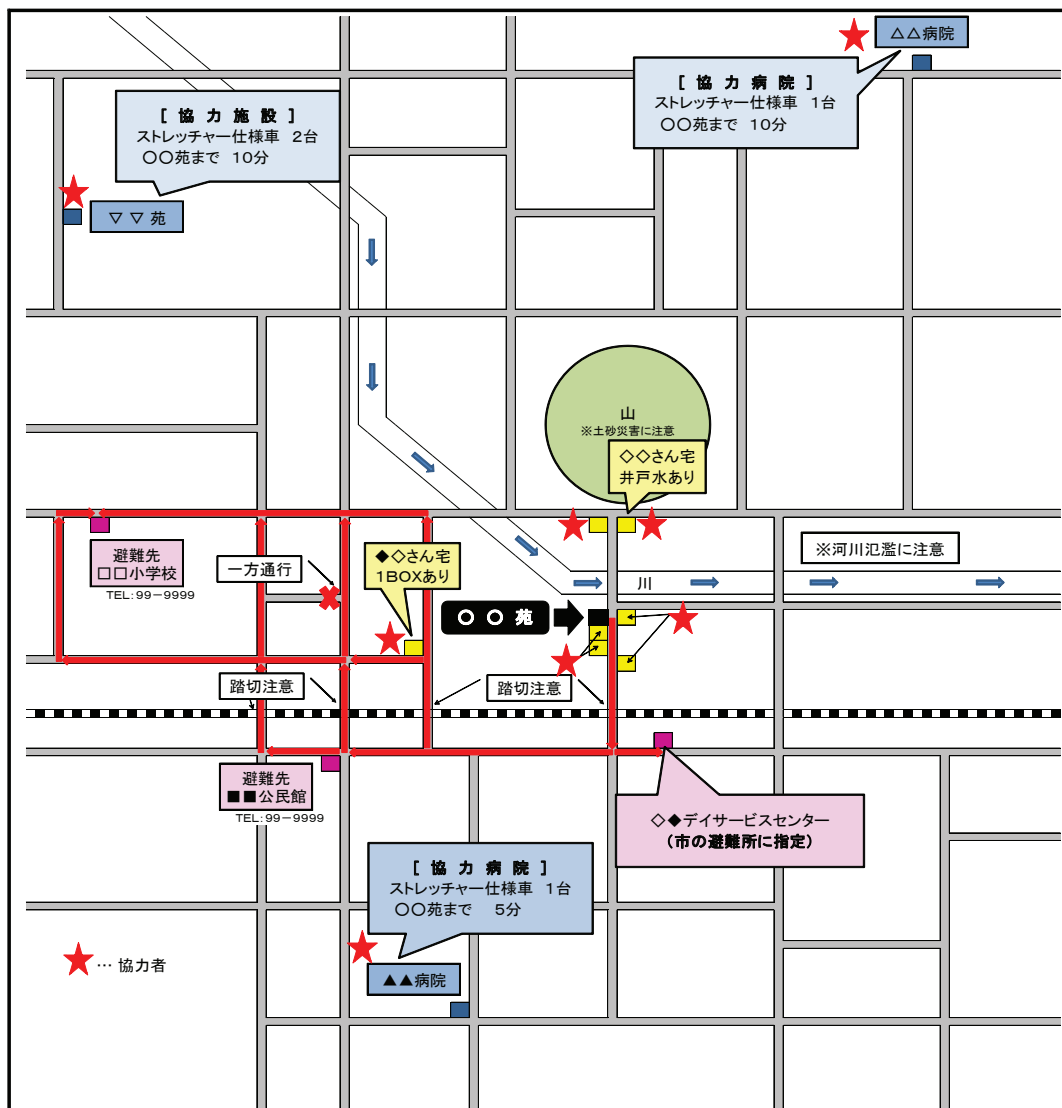
災害時の避難場所や移送車両、介助人員を確保するため、平常時に防災共助マップの作成（※１）を通じて、地域の防災資源を発掘し、協力関係を築いておきましょう。

[避難場所] 福祉施設、医療施設等（※2）

〔協 力 者〕 地域住民（自治会）、利用者の家族、福祉施設や医療施設の職員、取引企業の社員、当該施設の退職職員、当該施設のボランティア等

- * 1 施設周辺の地図を見ながら、避難場所や協力者を検討し、その候補を洗い出して、要請を行った結果、協力関係が得られるようになった者を記載した地図
- * 2 近隣の別の福祉施設等を避難場所としたいときは、協力依頼をするとともに、市町の防災担当課又は福祉担当課にも依頼し、先方施設と相談してもらい、市町の避難所に指定してもらっていきましょう。

〇〇苑の防災共助マップの例



◇市町への救援要請

- ・ 近隣施設への協力を要請しても、移送車両が不足するときは、市町の防災担当課又は福祉担当課に相談して必要数を確保するようにしましょう。
- ・ 被災し、利用者の生命・身体に危険が迫っている場合や施設が周囲と孤立した場合など、施設自らや地域等の協力によっても避難が困難となったときは、市町に救援を要請しましょう。

◇夜間の対応

- ・ 移送に必要な介助人員を確保するため、職員や地域住民等の協力者を招集しましょう。必要数が不足する場合は、市町の防災担当課に地元消防団の派遣など相談し、人員を確保するようにしましょう。必要数が揃うまでは、施設内で待機することも考えましょう。
- ・ 地域住民等に利用者の避難誘導等をしてもらうときは、職員の指示の下、従事してもらうようにしましょう。

10 食料等備蓄品の準備

チェックNo.	チェック項目	Yes
10-1	災害時に必要な食料などの備蓄品リストを作成していますか。	

【ポイント】

- ・ 救援物資が届くまで、少なくとも3日程度は自力で対応できるよう、食料や飲料水などを職員分も含めて備蓄しておきましょう。
- ・ 避難先での対応に備え、必要となる物資や器材をリストアップし、非常時用持ち出しセットとして準備しておきましょう。
- ・ 備蓄した食料や医薬品が有効期限切れにならないよう、備蓄品リストを作成し、定期的に在庫チェックをしておきましょう。

老人福祉施設

- ・ 高齢者が入所する施設では、災害時に十分な調理が行えない場合にも備えて、介護食の保存食の準備も検討しましょう。

○主な備蓄品や災害時必要品の例

区 分	品 名
食 料 品 等	米、インスタント食品、ドライフーズ、レトルト食品、流動食、粉ミルク、飲料水（1人1日3リットル）、調味料など
炊事道具等	カセットコンロ、コンロ用ボンベ、なべ、やかん、簡易食器、箸など
医 療 品 等	消毒薬、胃腸薬、傷薬、鎮痛剤、ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏、はさみ、体温計など
情報機器等	携帯ラジオ、携帯テレビ、トランシーバー、メガホン、携帯電話など
生活用品等	懐中電灯、電池、ローソク、ライター、タオル、石けん、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、歯みがきセット、簡易トイレ、紙おむつ、女性用品など
移送用具等	車いす、ストレッチャーなど
安全用品等	ヘルメット、防災ずきんなど
作業機材等	かなづち、のこぎり、釘、スコップ、ツルハシなど
医療施設用	緊急用簡易ベッド、緊急用医療機器、医薬品、医療用具など

○備蓄品リストには、品目、数量、保管場所、有効期限、納入先等を記入し、定期的に備蓄品と照合しましょう。また、その際、備蓄品等が利用可能か確認しましょう。

作成例 備蓄品リスト

備蓄品リスト					最終在庫確認日		確認者	
区分	品目	非常時 用持出	数量	保管場所	直近の有効期限	有効期限 対象数	納入先	電話番号
食料	保存用ご飯	*			年 月 日			
	水(2.0Lペットボトル)	*			年 月 日			
	カップ麺	*			年 月 日			
	粉ミルク	*			年 月 日			
	⋮				年 月 日			
医薬品	解熱薬	*			年 月 日			
	止瀉薬	*			年 月 日			
	傷薬	*			年 月 日			
	消毒液	*			年 月 日			
	⋮				年 月 日			
衛生品	紙おむつ	*			年 月 日			
	ガーゼ	*			年 月 日			
	絆創膏	*			年 月 日			
	⋮				年 月 日			
消耗品	紙製容器				年 月 日			
	紙コップ				年 月 日			
	割り箸				年 月 日			
	ゴミ袋				年 月 日			
	電池				年 月 日			
	タオル				年 月 日			
	ウエットティッシュ				年 月 日			
	⋮				年 月 日			
その他	カセットコンロ				年 月 日			
	ボンベ				年 月 日			
	⋮				年 月 日			

11 施設、設備の定期的な点検

チェックNo.	チェック項目	Yes
11-1	施設の安全対策チェックリスト等を作成していますか。	

【ポイント】

- ・施設、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、安全対策をしっかりとっておきましょう。

○風水害対策

- ・屋根瓦、雨戸などの点検補修を行いましょう。
- ・排水溝のゴミ、泥を除き、排水点検を行いましょう。
- ・強風により、木の枝が折れ、飛散しないため、樹木の剪定を行いましょう。

○地震対策

- ・昭和56年5月以前の建築物については、耐震診断を受けるとともに、必要に応じ、耐震改修を行いましょう。
- ・書棚、タンス、ロッカー、机の転倒防止のため、床や壁に固定しましょう。
- ・吊り下げ型の照明器具が落下しないよう、鎖などで補強しましょう。
- ・棚、戸棚に置いてあるものが落下しないよう、枠などを付けましょう。
- ・窓ガラスに飛散防止フィルムを貼りましょう。
- ・火気使用器具やガスボンベ等可燃性危険物、消防用設備などの安全確認と点検を行いましょう。

○共通対策

- ・ライフラインが途絶えた場合を想定して、電気や水道などの通常の使用量を把握し、代替手段が確保できるように備えておきましょう。
- ・自家発電装置や電話交換機等情報機器類が被災しないよう、防水工事等の安全対策を講じましょう。

医療施設

- ・災害発生時のライフラインの確保に万全を期すため、必要に応じ、関係事業者(電気、水道、食料、医療用ガス、医療用機器、薬剤等)等との協議を行いましょう。

作成例 施設の安全対策チェックリスト

安全対策チェックリスト				点検日		点検者	
箇 所		確 認 項 目	状 況	対 応			
1階	事務室	吊り下げ式照明器具の落下防止					
		窓ガラス等の飛散防止					
		書棚、ダンス、ロッカー、机などの転倒防止					
		棚、戸棚からの落下防止					
		避難経路の安全確保					
		⋮					
	食堂	吊り下げ式照明器具の落下防止					
		窓ガラス等の飛散防止					
		⋮					
	調理場	ガス漏れ警報機					
		火気設備周辺の引火防止					
		棚、戸棚からの落下防止					
		⋮					
	脱衣所 お風呂場	窓ガラス等の飛散防止					
		棚、戸棚からの落下防止					
	ボイラー室	火気設備周辺の引火防止					
		⋮					
	⋮	⋮					
通路	吊り下げ式照明器具の落下防止						
	窓ガラス等の飛散防止						
	避難経路の安全確保						

作成例 設備チェックリスト

設備チェックリスト													
設備		確認状況											
		確認日	状況	対応	確認日	状況	対応	確認日	状況	対応	確認日	状況	対応
1	貯水槽	／			／			／			／		
2	自家発電装置	／			／			／			／		
3	発電器	／			／			／			／		
4	投光器	／			／			／			／		
5	携帯テレビ	／			／			／			／		

12 施設周辺の定期的な点検

チェックNo.	チェック項目	Yes
12-1	定期的に、周辺の気になる箇所を確認する点検箇所リストを作成していますか。	

【ポイント】

- ・定期的に、施設周辺の自然状況の変化、植栽・斜面の状況、水路の状況等を点検し、著しい変化等が見られる場合には、市町の土木担当課や農林担当課、防災担当課等に相談しましょう。
- ・職員全員で施設周辺の気になる箇所等を話し合い、点検箇所リストを作成しておきましょう。

○相談窓口として、土砂災害情報ネットワーク「土砂災害110番」が設置されています。

●山口県土砂災害情報ネットワーク「土砂災害110番」

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18500/mudslide/dosya110.html>

山口県土砂災害110番

検索

作成例 施設周辺点検リスト

施設周辺点検リスト											
箇所		これまでの状況	確認状況								
			確認日	状況	対応	確認日	状況	対応	確認日	状況	対応
1	本館棟裏山	50cm程度の亀裂	／			／			／		
2	東棟前の水路	少しの雨でもあふれる	／			／			／		
3	：	：	／			／			／		
4			／			／			／		
5			／			／			／		
6			／			／			／		

13 地域住民等とのネットワークづくり

チェックNo.	チェック項目	Yes
13-1	地域住民や近隣施設、類似施設などの協力者のリストを作成していますか。	

【ポイント】

- ・災害が発生した場合には、避難時等に、地域住民の協力も必要となることから、施設が立地する周辺地域とは、日頃から連携を図っておきましょう。
- ・近隣施設、類似施設間で、利用者の一時受け入れや職員派遣等の災害時協定を結ぶなど、協力関係を確保しておきましょう。

○日頃から、施設で地域の行事に参加したり、あるいは、バザーなどの催しに招待するなどして、地域住民との交流に努めましょう。

○防災共助マップの作成を通じて、地域の防災資源を発掘し、地域住民等との協力関係を築いておきましょう。

14 職員への防災教育

チェックNo.	チェック項目	Yes
14-1	職員への防災教育の内容を定めていますか。	

【ポイント】

- ・職員の災害に対する理解と関心を高め、いざというとき適切な対応をとることができるよう、各種災害の基礎知識や平常時、災害時に取るべき行動等を内容とする防災教育を実施しましょう。

○「防災マニュアル」を活用した施設内研修を定期的の実施しましょう。

○総務省消防庁から、インターネットによる学習サイトが提供されています。

- 総務省消防庁防災・危機管理eーカレッジ

<http://www.e-college.fdma.go.jp/>

防災・危機管理eーカレッジ

検索

○山口県においても「やまぐち県政出前トーク」を実施しています。

- 山口県広報広聴課「やまぐち県政出前トーク」

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11000/talk/>

やまぐち県政出前トーク

検索

作成例 防災教育項目

- 地震災害時の対応について
- 台風時の事前準備と災害時の対応について
- ：

15 防災訓練の実施

チェックNo.	チェック項目	Yes
15-1	防災訓練に活用できる災害時の行動手順チェックシートを作成していますか。	

【ポイント】

- ・土砂災害、洪水、高潮などの風水害や地震の発生を想定して、定期的な防災訓練を実施しましょう。

○施設の実態に即した実効性の高い訓練となるよう、訓練用災害時行動手順チェックシートに従い、次の点に留意して実施しましょう。

- ・避難場所や避難経路の安全性についての実地確認
- ・自力で避難が困難な者に対する避難・救出訓練
- ・夜間を想定した避難訓練

○市町の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関等の協力を得て実施するよう努めましょう。

○利用者の安全対策が迅速にとれるように、地域住民の中の協力者や近隣施設の参加も得て、実地に防災訓練を実施しましょう。

○訓練実施後は、実施内容や反省点等を整理した記録簿を整理しましょう。

○火災を想定した訓練とは別に、年1回以上の防災訓練を行いましょう。

作成例 訓練用災害時行動手順チェックシート

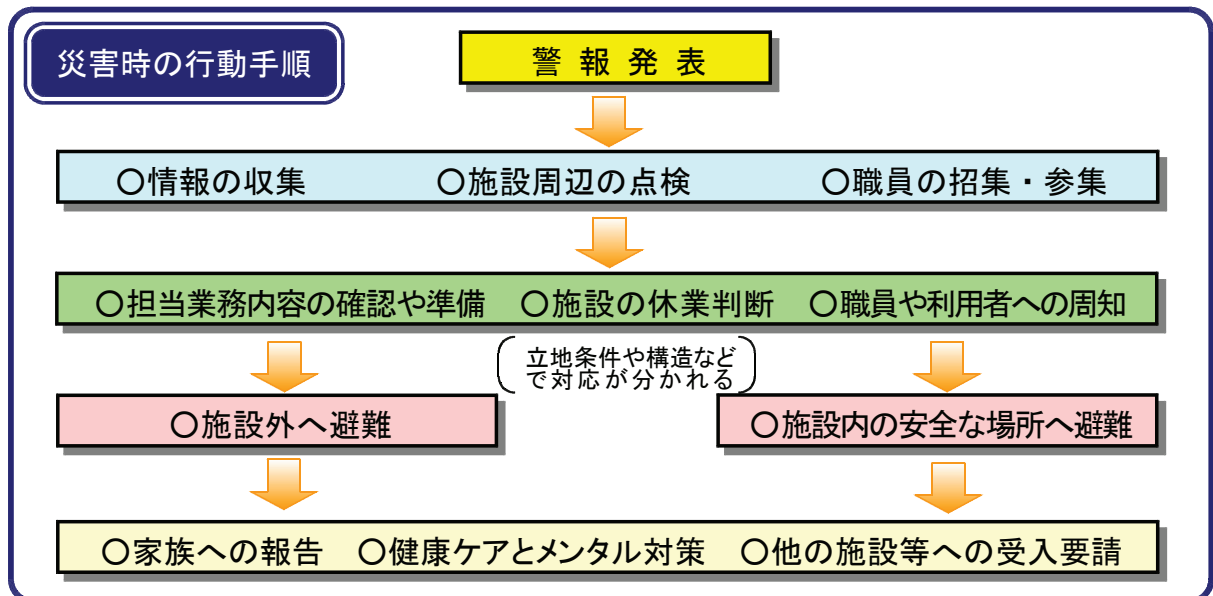
風水害用		地震用	
◎警報発表	結果 気づき	◎地震発生	結果 気づき
☐ 情報収集		☐ 消火活動	
☐ 施設周辺の点検		☐ 安否確認と救護活動	
☐ 職員の招集 参集(入所・入院)		☐ 職員の参集	
☐ 担当業務内容の確認や準備		☐ 情報収集と連絡	
☐ 施設の休業判断(通所・通院)		☐ 施設外への避難又は施設内の安全な場所への避難	
☐ 職員や利用者への周知		☐ 家族への報告	
☐ 施設外への避難又は施設内の安全な場所への避難		☐ 健康ケアとメンタル対策	
☐ 家族への報告		☐ 他の施設等への受入れ要請	
☐ 健康ケアとメンタル対策			
☐ 他の施設等への受入れ要請			

Ⅲ 災害時の対応（行動手順）

利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた災害時の行動手順に基づき、適切な対応や活動を行ってください。なお、施設の規模、形態、利用者の状態等により、対応や活動内容が異なるので、当該施設の状況に応じた行動手順を定めておきましょう。

1 風水害

気象情報などで危険の接近を知ることができ、事前の準備ができる災害です。



情報の収集

- テレビやラジオ、インターネットなどによる大雨や台風に関する気象情報に注意しましょう。
- 警報は急に出ることも多いため、常時、気象情報に気をつけましょう。

施設周辺の点検

- 施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意しましょう。

- | | |
|------|---|
| がけ崩れ | ・ がけからの水が濁る ・ がけの斜面に亀裂が入る ・ 小石がばらばら落ちてくる
・ がけから異常な音がする |
| 土石流 | ・ 山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる
・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる（鉄砲水の前兆）
・ 川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる
・ 異常な匂いがする（土の腐った匂い、きな臭い匂い等） |
| 地すべり | ・ 地面からひび割れができる ・ 沢や井戸の水が濁る ・ 斜面から水が吹き出す
・ 電柱や塀が傾く |

- 風雨の激しい段階では見回りを一時控えるなど、職員の安全にも配慮しましょう。

職員の招集・参集（入所・入院施設）

- 夜間や休日の際は、招集基準に基づき、職員を招集しましょう。あわせて、総括責任者（代行者）が不在の場合は、必要な指示を受けるようにしておきましょう。
- 連絡がとれなかった職員があった場合には、連絡担当者に報告しましょう。その職員には、連絡担当者が引き続き、連絡をとりましょう。

担当業務内容の確認や準備

- 災害警戒時には、担当別の業務内容を確認し、速やかに避難等の対応ができるよう、点検や準備などをしましょう。

- 情報収集・連絡担当（気象情報の継続確認、市町や防災関係機関からの情報収集など）
- 救護班（救護運搬用具の点検・配備、医薬品等の点検、準備等）
- 安全対策班（鉢植え、物干し等飛ばされそうな物の室内移動、土嚢の準備、火の元の点検、発電機の手配、避難場所・経路・場所の確認等）
- 物資班（備蓄品の高い場所への移動、非常時用持ち出しセットの確認等）

職員や利用者への周知

- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に気象情報などを記入しましょう。
- 災害についての正確な情報を伝えて利用者の動揺・不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。

施設の休業判断（通所・通院施設）

- 収集した気象情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をしましょう。
- その日の利用者があらかじめ特定できる通所や通院の施設については、利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにしましょう。
- サービスや診療の開始後に休業決定した場合の利用者の帰宅や家族に対する引受けの要請については、気象状況等を十分考慮し、判断しましょう。
- 家族への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会の下で利用者や引受者の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。

避難

- 市町の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関から避難に関する情報を得たときや施設周辺で少しでも異常現象を見つけたときには避難を決定しましょう。
- 市町の防災担当課等から河川の増水状況や近隣の被害状況等を入手し、最も安全と思われる避難場所や避難経路を選びましょう。
- 浸水や土砂災害のおそれがある場合に施設内で避難するときは、できるだけ高層階に避難しましょう。この場合、食料等の備蓄品もいっしょに高層階に搬送します。
- 市町からの避難準備・高齢者等避難開始が出る前に自主避難するときは、避難所の使用が可能かどうかを市町の防災担当課又は福祉担当課に確認しましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとりましょう。

老人福祉施設・障害者福祉施設

- ・寝たきりの方や介助の必要な方が入所する施設については、避難時に一人の利用者の避難に複数の職員と相当な時間を必要とすることから早い段階で避難の判断をするようにしましょう。

医療施設

- ・医療施設では、重症患者から軽症患者まで、様々なパターンがあることから、それぞれの対応(移送手段、移送先(特に人工透析患者、難病等の慢性疾患患者)等)を検討しておきましょう。

家族への報告

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝えましょう。

健康ケアとメンタル対策

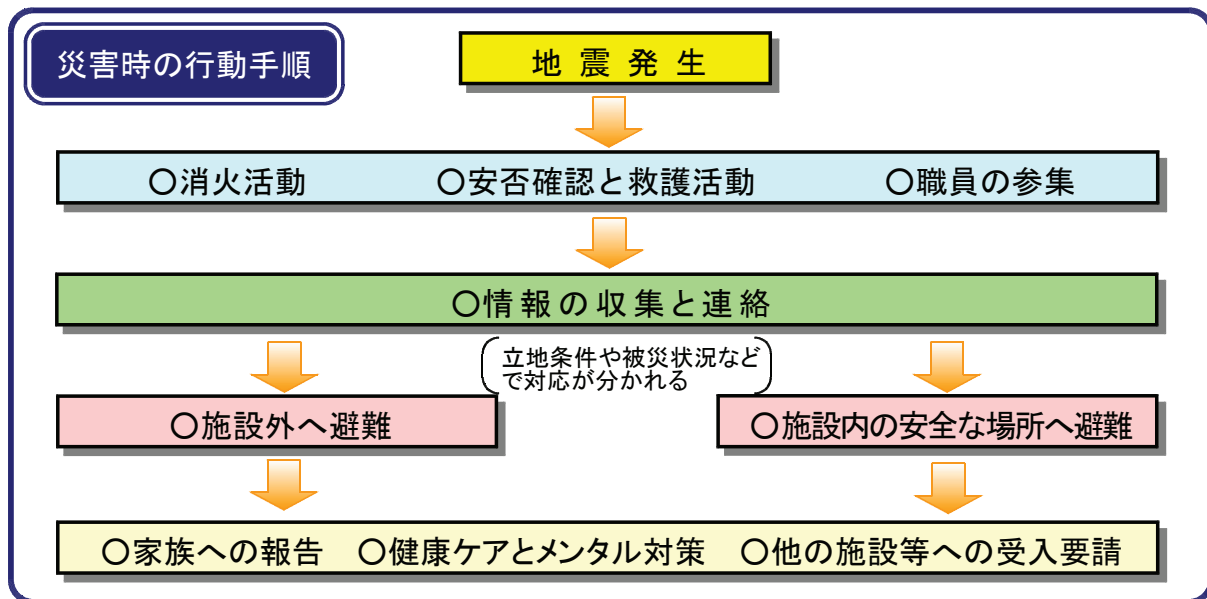
- 利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しい利用者に対しては、市町と相談して医師やカウンセラーの受診や受入れ可能な医療機関への入院の検討をしましょう。

他の施設等への受入れ要請

- 施設の被災や避難勧告の継続等により、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市町の福祉担当課、県の施設担当課とも協議し、利用者を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、施設利用者一覧表などにより、利用者の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

2 地震

風水害と異なり、予測が困難な中で備えが必要となる災害です。



消火活動

- 火元付近にいる職員は、「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止しましょう。
- 出火を発見したら、直ちに消火活動を開始しましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、利用者の避難が必要か、どうか判断しましょう。

職員の参集

- 職員は自身と家族の安全が確保された後、参集基準により、自発的に参集しましょう。
- 夜間に発生した場合、職員が参集するまで、数少ない当直職員での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いて的確な初動活動に努めましょう。

安否確認と救護活動

- 直ちに利用者、職員の安否を確認しましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

情報の収集と連絡

- 施設の破損状況や施設周辺の危険性について確認しましょう。
- テレビ、ラジオ、インターネットなどで地震の震源地や規模、余震・津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集しましょう。
- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に被害情報などを記入しましょう。
- 災害の正確な情報を伝えて、利用者の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。
- 施設が被災した場合には、消防や市町の防災担当課又は福祉担当課に応援を要請するとともに、必要な指示を受けましょう。また、被災状況は、県の施設担当課にも速やかに連絡をするようにしましょう。

避難

- 避難先や避難経路の安全を確認しましょう。
- 避難は、施設の立地状況や被害状況により異なります。市町の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断しましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとりましょう。
- 余震についても十分注意しましょう。

家族への報告

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝えましょう。

健康ケアとメンタル対策

- 利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しい利用者に対しては、市町と相談して医師やカウンセラーの受診や受入れ可能な医療機関への入院の検討をしましょう。

他の施設等への受入れ要請

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協定施設や市町の福祉担当課、県の施設担当課とも協議し、利用者を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、施設利用者一覧表などにより、利用者の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

用語解説

ア 行

○大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表されるもの。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられ、雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれ残っている場合は、発表が継続される。

○大津波警報

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に気象庁から発表されるもの。

津波の高さによって、大津波警報、津波警報、津波注意報がある。また、津波警報・注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを知らせる津波情報がある。

カ 行

○がけ崩れ

雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ぶれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。

○記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として気象庁から発表されるもの。その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、各細分区域ごとに決められている。

○洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表されるもの。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報が発表される。

○洪水浸水想定区域

洪水時の避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、水防法の規定に基づき指定するもの。

サ 行

○災害用伝言ダイヤル「１７１」

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのことで、ＮＴＴが提供する。また、携帯各社では、「災害用伝言板サービス」で、メールによる安否確認のサービスを提供している。

タ 行

○高潮警報

台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表される。

○高潮浸水予測区域

高潮時の避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、県が想定する最大規模の台風により高潮が発生した場合に浸水が予測される区域。

○津波災害警戒区域

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を、津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づき指定するもの。

○土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、人の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法の規定により指定される。この区域では、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

○土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

○土砂災害降雨危険度

土砂災害警戒情報を補足するため、地域の詳細な土砂災害発生危険度を情報提供するもので、レベル１～４までである。

レベル１：今後の雨量に注意

レベル２：避難準備開始の目安（高齢者等避難開始の目安）

レベル３：避難開始の目安

レベル４：土砂災害発生のおそれ

○土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、人の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法の規定により指定される。この区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

○土砂災害110番

土砂災害の二次災害防止と土砂災害の被害の軽減を図るため、県民と市町及び県の土砂災害に関する情報の伝達・共有等に係わる情報ネットワークのこと。土砂災害に関する相談等を行えるよう各市町に災害窓口を設置。

○土石流

大量の土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水と混じりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。

○地すべり

粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れで田畑や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。

ハ 行

○ハザードマップ

土砂災害、洪水、高潮等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難経路が記載されている地図のこと。

○波浪警報

高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁から発表されるもの。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のもの。

○避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況に市町村長から発せられるもの。

○避難指示（緊急）

前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況などに市町村長から発せられるもの。

○避難準備・高齢者等避難開始

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況に市町村長から発せられるもの。

○防災共助マップ

施設周辺の地図を見ながら、避難場所や協力者を検討し、その候補を洗い出して、要請を行った結果、協力関係が得られるようになった者を記載した地図。

○暴風警報

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁から発表されるもの。

《 参 考 文 献 等 》

- 「高齢者の入所系施設における防災マニュアル」[石川県健康福祉部]
- 「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」[愛知県防災局]
- 「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」[高知県地域福祉部]
- 「社会福祉施設 地震防災マニュアル」[全国社会福祉協議会]
- 「防災・危機管理 e ーカレッジ (<http://www.e-college.fdma.go.jp/>) 」[総務省消防庁]
- 「社会福祉施設における地震防災対策 (<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-110/chifuku/bousai00.htm>) 」[静岡県厚生部]

福祉・医療施設災害対策検討委員会委員

(順不同、敬称略)

区 分	所属・職名	氏 名
学 識 経 験 者	山口大学農学部 教授	山 本 晴 彦
	山口大学工学部 学部長	三 浦 房 紀
要援護者支援	NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード 代表理事	小 山 剛
福 祉 施 設	山口県老人福祉施設協議会 副会長	徳 永 あけみ
医 療 施 設	山口県医師会 介護保険対策委員	木 下 毅
行 政	山口県健康福祉部長	今 村 孝 子

指針の策定経過

平成21年 9月17日	第1回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」の構成 について協議
平成21年11月10日	第2回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(素案) について協議
平成21年12月17日	第3回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(案)に ついて協議
平成22年 1月15日	「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」策定

※平成25年5月24日 山口県全域で「土砂災害警戒区域」の指定完了に伴い、「山口県土砂災害危険箇所マップ」から「山口県土砂災害警戒区域等マップ」へ名称変更

社会福祉施設等における非常災害対策計画の
点検・見直しガイドライン

平成 28 年 11 月

愛媛県保健福祉部

社会福祉施設等における非常災害対策計画の 点検・見直しガイドラインについて

1 ガイドラインの位置づけ

(1) 目的

このガイドラインは、平成 28 年 8 月末に発生した岩手県岩泉町の高齢者グループホームでの浸水被害を受けて、社会福祉施設等における利用者の安全を確保するため、集中豪雨や台風に伴う河川の氾濫や土砂災害に備えた十分な対策を講じることができるよう、社会福祉施設等の設置者が策定する各施設における非常災害対策計画の点検・見直し項目を具体的に示すことを目的としている。

(2) 留意点

① 情報の把握及び避難の判断について

社会福祉施設等は、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要するため、日頃から気象情報等の公的機関による情報把握に努める必要がある。特に、市町が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」等については、停電等の場合も含めて確実に把握できるよう、入手方法を予め市町に確認しておくこと。

また、「避難準備・高齢者等避難開始」発令の段階で、予め定めた避難場所へ避難するなど、適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示（緊急）」においても、適切に行動すること。

なお、近年、「想定外」の大規模な災害が発生しているので、過去の経験のみに頼ることなく、早め早めの対応を講じること。

② 計画の点検・見直しについて

本県では、県及び市町の条例において、主に入所系の社会福祉施設等は、火災だけでなく風水害、地震、周辺地域の環境や立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに非常災害対策計画を定めることとされているが、点検・見直しが必要な、主に次の項目について、ガイドラインとして提示するものである。

なお、通所系の社会福祉施設等においては、必ずしも災害ごとに別の計画として策定されている必要はないが、このガイドラインを基に事業所の立地条件や周辺環境、施設種別、利用者の状況など、各施設等の実情に応じて実効性のある内容となるよう、別添「非常災害対策計画」（作成例）も参考にしながら、点検・見直しをお願いするものである。

[具体的な項目]

下記「2 点検・見直し項目」に示した (1)～(10)のとおり

③ 避難訓練等の実施について

非常災害対策計画の点検・見直し後、避難訓練を実施して、その内容を検証すること。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるようにすること。

また、計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

特に入所系の施設においては、職員だけで速やかに避難誘導することが難しい場合もあることから、日頃から地域住民とのコミュニケーションを図り、良好な関係を保つとともに、災害発生時の連携、協力を検討すること。

2 点検・見直し項目

(1) 施設の立地条件、周辺環境

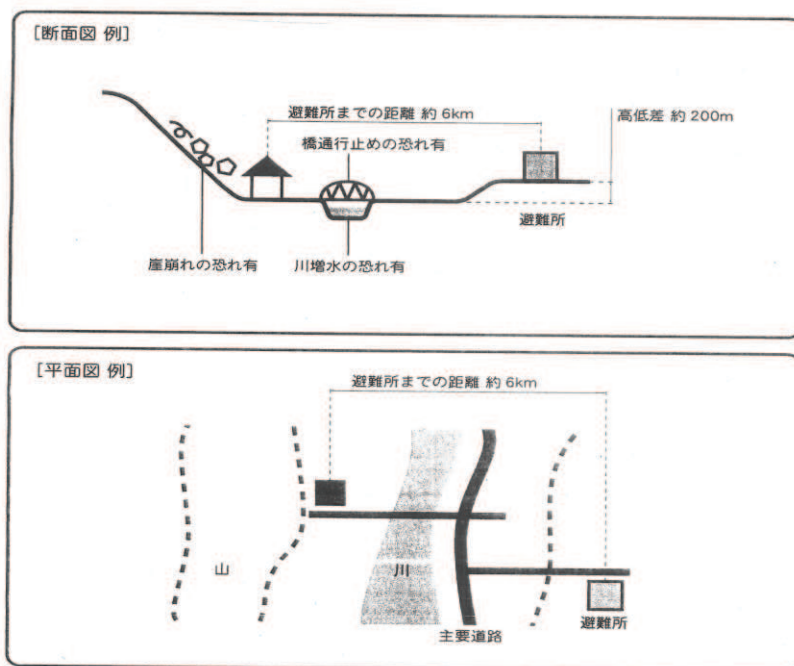
施設の立地条件や周辺で想定される自然災害について、その被害の程度や影響範囲等を確認しておくこと。

① 災害警戒区域の確認

施設周辺の河川が氾濫した場合の浸水域や浸水深、土砂災害警戒区域等の場所を確認する。

② 施設位置図の作成

施設周辺の地形や環境について図示し、どのような自然災害の危険性があるのか把握するとともに、避難所や関係機関の位置関係を確認する。



(2) 災害発生時の組織体制

災害発生時に迅速かつ確実に組織体制を整備するため、事業所・施設の規模や形態、利用者の心身の状況に応じた職員の役割分担及び必要人員を事前に検討し、明確にして職員に周知すること。

① 命令、指揮系統の整備

総括責任者を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを定め、たうえで指揮系統を整備する。なお、責任者やリーダーが不在の場合も考慮して代行者を定め、命令、指揮が円滑に行われる体制とする。

② 役割分担表の作成

災害発生時における班別、職員別の役割分担を明確にし、その業務内容をできる限り具体的に分かりやすく定める。なお、休日や夜間は職員の配置が少なくなるため、職員の参集基準を定めるほか、地元住民の協力も視野に入れて対応を検討する。

【役割分担表の記載例】

総括責任者	班	班長	班員	任務
〇〇〇〇	指揮班	◎◎◎◎	▲▲▲▲	総括責任者の支援 各班への指示
	情報収集・ 連絡担当班	△△△△	×××× □□□□	気象・災害の情報収集
				職員への連絡、安否確認
				関係機関との連絡・調整
				利用者家族への連絡
	避難誘導班	●●●●	▽▽▽▽ ◇◇◇◇	地域住民やボランティア団体等への協力依頼等
				避難状況のとりまとめ
				利用者の安全確認
	応急救護班	■ ■ ■ ■	▼▼▼▼	利用者への状況説明
				利用者の避難誘導
				負傷者の救出
				負傷者への応急処置、病院移送

【職員参集基準の記載例】

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	・地域に大雨、洪水、暴風雪、高潮注意報が1以上発表されたとき ・	・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること
警戒配備体制	・地域に大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮警報が1以上発表されたとき ・	・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること
災害対策本部体制	・地域に風水害が発生又は発生が予想されるとき ・	・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第参集すること

※あくまでも記載例であり、各事業所・施設の状況に応じて検討のうえ作成のこと。

(3) 災害発生時の緊急連絡網、通信手段

避難に関する情報・指示等が市町等関係機関及び職員間で迅速かつ確実に伝達されるよう、連絡体制を具体的に整備しておくこと。なお、停電により電話やメール等の通常の連絡手段が通じない場合には、携帯電話を活用するなど、緊急連絡の方法についても検討しておくこと。

① 緊急連絡先一覧の作成

市町の防災担当課や福祉担当課、警察、消防など関係機関の連絡先一覧を作成し、事業所・施設内の分かりやすい場所に掲示する。

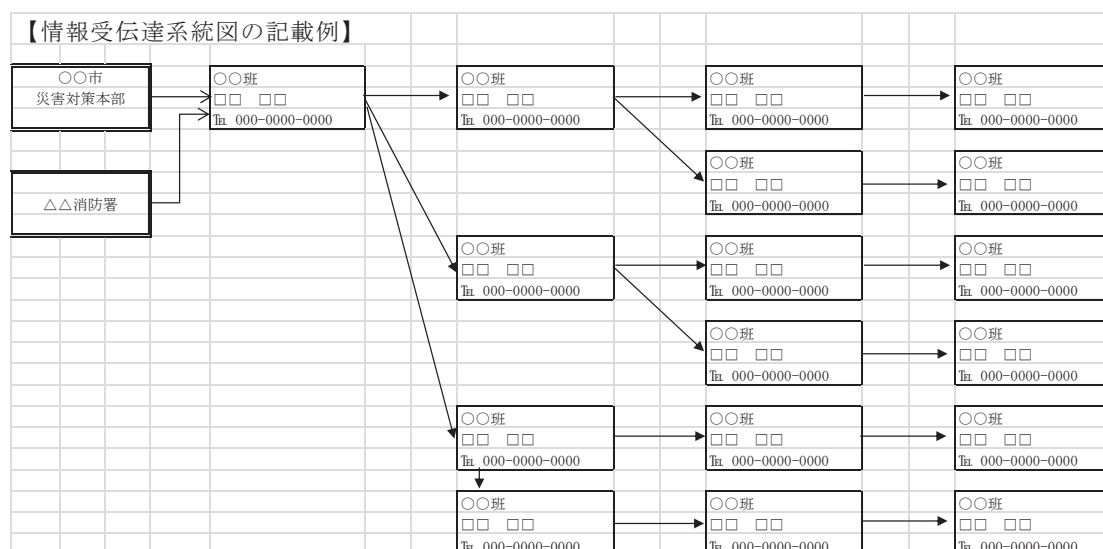
② 職員間の情報受伝達系統図の作成

職員間の連絡や休日・夜間等における職員の参集が速やかに行われるよう緊急連絡網を整備し、各職員が情報受伝達系統図を携帯する。

③ 利用者家族との連絡体制の確立

避難の際には、利用者の家族に避難先等の情報を伝える。また、利用者の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取りに関する情報を整備する。

【緊急連絡先一覧の記載例】				
機関名	所在地	電話	FAX	メール
〇〇市△△課				
■ ■ 消防署				
▽▽警察署				



(4) 施設の利用者に関する情報把握

施設の利用者を安全かつ迅速に避難させるため、利用者個々の特性を十分に把握した上で、利用者の氏名、生年月日、服用薬、家族の連絡先などの利用者情報を一覧にして整理し、非常時には持ち出し可能な状態で保管しておくこと。

【利用者情報一覧の記載例】

氏名	生年月日	心身の状態	服用薬	連絡者氏名	連絡先	注意事項

(5) 災害に関する情報の入手方法

気象情報や避難情報など必要な情報を漏れなく迅速に入手するため、情報収集すべき項目を整理し、その入手先や担当者、具体的な入手方法を確認すること。特に、停電時においても有効な情報収集・通信手段を準備しておくこと。

① 気象情報等の確認

気象台が発表する各種気象情報について理解を深め、必要な情報の種類、内容及び入手方法を確認する。なお、情報収集に当たっては、刻々と変化する情報に常に注目して最新の情報収集に努める。

② 避難情報の確認

市町が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の情報について、確実に入手できるよう入手方法を予め市町に確認しておく。

③ 災害の前兆現象の確認

河川の氾濫や土砂災害など、施設周辺で発生する可能性がある災害の前兆現象を把握し、その確認方法を整理しておく。

(6) 災害警戒体制の確立と避難を開始する時期、判断基準

災害の危険性の高まりに応じて、情報収集や避難準備、職員配備など災害警戒体制を強化し、市町から「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令された場合は避難を開始するなど適切に行動すること。また、市町からの避難情報が発令される前であっても、周辺の状況から災害の前兆現象を察知した場合には直ちに自主的に避難できるよう、避難を開始する時期や判

断基準を定めておくこと。

① 事前対策

台風の接近や大雨洪水警報などの気象情報から、災害の危険性が高まることが予想される場合は、職員配備を強化するとともに各職員の役割分担、連絡体制を再確認する。

② 避難準備

避難の開始時期や避難場所、避難方法を判断するとともに、非常持ち出し品の準備、避難先への連絡、移動手段の確保、避難支援の要請など、迅速な避難体制を整える。

③ 避難を開始する時期、判断基準

- ・市町から「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合は、それに従って予め定めた避難場所へ避難を開始する。
- ・施設周辺の降水量や河川の水位、土砂崩れの前兆等、自主避難の判断基準を定め、危険な状態を察知したら直ちに避難を開始する。

（７）避難行動の確認

安全かつ確実な避難を実施するため、災害の種類や規模、施設の立地条件や周辺環境、施設種別や規模、利用者の状況などを考慮し、各施設等の実情に応じて予め避難場所、避難経路及び避難方法を設定し、職員と利用者がその認識を共有すること。

① 避難場所

ア 施設内避難

施設内の比較的安全な場所（鉄筋コンクリート構造で２階以上の建物）を予め複数選定し、利用者の家族にも周知する。

イ 施設外避難

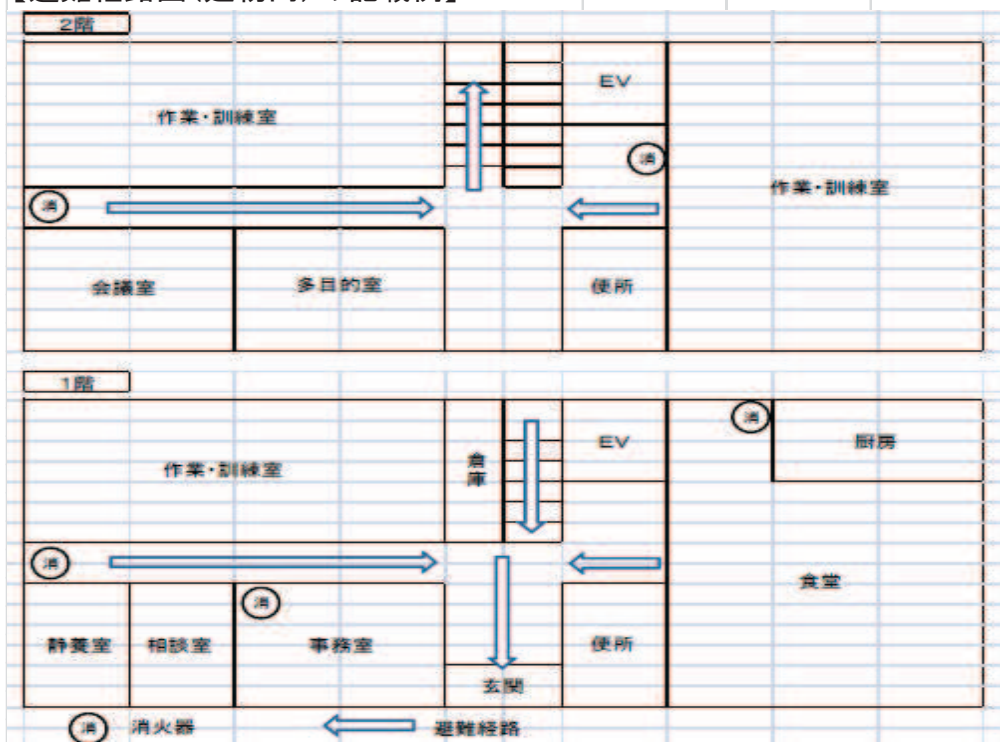
施設内に避難できない場合は、市町が指定した避難所や相互支援協定を結んだ施設等で、利用者等を安全に移送することが可能な場所を選定する。なお、避難の際には、速やかに利用者等の家族に避難先の情報を連絡する。

② 避難経路

ア 不測の事態に備えて、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定するとともに、徒歩・車両による所要時間・距離を把握する。

イ 迅速な避難誘導を可能とするため、建物内の避難経路図や避難場所までの防災マップを作成し、職員及び利用者等に周知を図る。

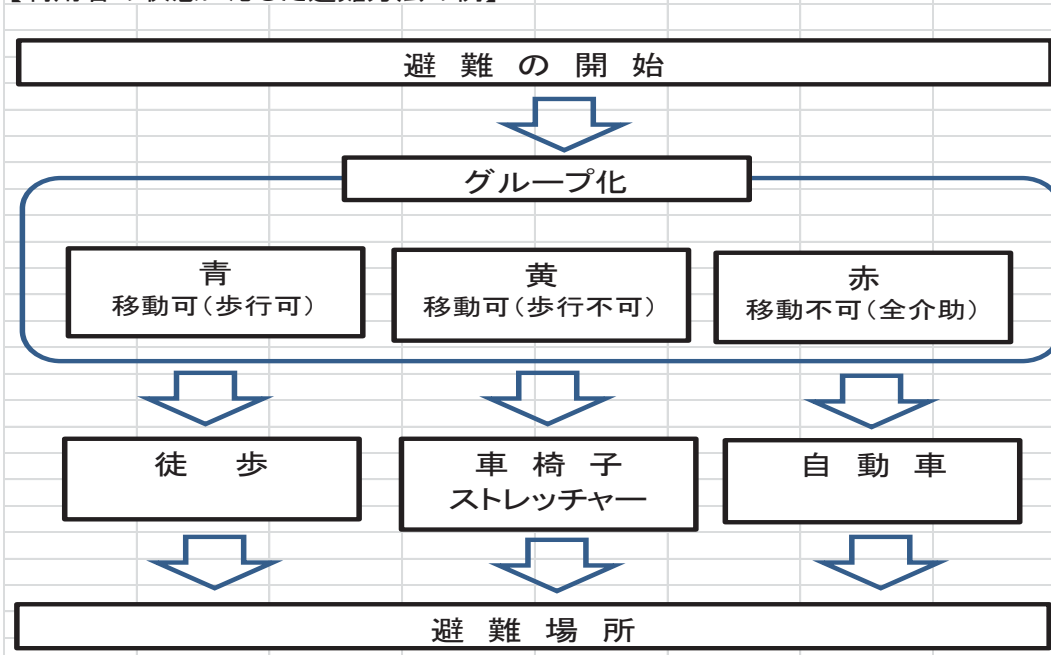
【避難経路図(建物内)の記載例】



③ 避難方法

避難を効率的に行うため、利用者の状態に応じた避難方法（自動車、徒歩、車椅子、ストレッチャー等）をグループ分け、ゼッケン等で色分けする。

【利用者の状態に応じた避難方法の例】



(8) 物資の備蓄、施設・設備の定期点検

避難生活に備えて生活必需品を備蓄するとともに、利用者情報一覧など非常時持ち出し品リストを作成し、利用者の特性を踏まえた対応に努めること。また、施設の耐震性・耐火性を確保するとともに定期的に防災設備を点検すること。

① 必要な物資等の備蓄

ライフライン（水道・電気・ガス）の停止も想定して、広域的な救援物資が届くまでの3日分程度の食糧、飲料水、医薬品、紙おむつ等の生活用品、燃料等を備蓄する。

② 持ち出し品の準備

避難先での応急処置等を円滑に実施するため、傷病記録や血液型、服薬状況などの利用者情報一覧をはじめ、非常時持ち出し品をまとめて準備し、いつでも持ち出せるよう職員に周知する。

③ 施設・設備の定期点検

施設の耐震性・耐火性の確保、ガラスの飛散防止、家具等の転倒防止策等を講じるとともに、自家発電設備、消火設備、警報設備などが確実に機能するよう定期的に点検を行う。

【備蓄品リストの記載例】				
(食料・炊事用品)				
・飲料水	・非常食	・鍋	・缶切り	・食器
・バケツ	・ポリタンク	・ビニール袋	・カセットコンロ	
(衣料)				
・毛布	・ビニールシート	・タオル	・軍手	・下着
(生活用品)				
・懐中電灯	・電池	・ローソク	・カイロ	・ロープ
・雑巾	・トイレットペーパー	・ティッシュペーパー	・紙おむつ	
・水のいらないシャンプー				
(救急器材)				
・救急医薬品	・衛星器具(はさみ、ピンセット等)			
・衛生材料(ガーゼ、包帯等)	・担架			
(復旧機材)				
・大工道具セット	・小型発電機	・スコップ		
(その他)				
・ラジオ	・テント	・リヤカー	・携帯電話	・ヘルメット
・簡易トイレ	・車椅子	・乳母車		
※食料や医薬品など有効期間切れにならないよう、定期的に点検・補充のこと				

(9) 避難訓練等の実施、検証

緊急時に安全かつ確実に避難を実現するため、職員が各自の役割を理解し迅速に行動できるようにするとともに、施設利用者の避難行動の習熟に向けて、避難訓練や防災教育を実施すること。

① 避難訓練

様々な災害の状況を想定して、職員一人ひとりの役割を明確にし、利用者等が安全かつ確実に避難できる知識や能力を身に付けられる実践的な訓練を定期的実施する。

ア 災害時における職員の役割分担及び緊急連絡網について、職員に周知徹底を図る。

イ 夜間や休日など職員が少ない時間帯を想定した訓練も実施する。

ウ 事業所・施設関係者だけでなく、近隣住民や消防団等にも参加を呼び掛け、連携・協力関係の構築に努める。

エ 地域の防災訓練に積極的に参加するとともに、市町等関係機関との合同訓練などにも取り組む。

オ 訓練の実施結果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

【訓練内容の例】

- ・職員参集訓練：速やかに参集できるか
- ・情報受伝達訓練：情報の受発信、通信手段が異常時を想定した訓練
- ・避難判断訓練：いつ避難を開始するか、どこに避難するか
- ・避難誘導訓練：地域住民、コミュニティ等と合同で、誰が、誰を、どこへ誘導、避難するのか

② 防災教育

職員の災害に対する理解と関心を高め、いざというときに適切な対応をとることができるよう、災害に関する基礎知識や平常時・緊急時取るべき行動等を習得させるための防災教育を定期的実施する。

【教育内容の例】

- ・防災に関する研修会等への職員の参加
- ・心肺蘇生等の応急手当に関する研修会等への職員の参加
- ・施設内での研修、勉強会の実施

(10) 地域の関係機関や住民等との協力体制

災害発生時には様々な支援が必要となり、事業所・施設単独では対応が困難な事態も想定されるため、市町、消防等の関係機関や近隣病院、他の社会福祉施設等と連携をとり、いざという時に協力が得られる体制を構築しておくこと。また、近隣住民の協力を得られるよう、日頃から地域との

交流を積極的に図り、良好な関係を保つこと。

① 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するため、地域の防災訓練に積極的に参加する。

② 地域への協力要請

地域住民と良好な関係を維持し、地域の自主防災組織、町内会、ボランティア等と災害時の協力関係の構築に努める。また、他の社会福祉施設との間で相互支援協定の締結等を検討する。

③ 地域の安心拠点

社会福祉施設の使命として、地域住民の救援活動に可能な限り協力し、地域の安心拠点の役割を果たすよう努める。

別添

〇×〇×施設 非常災害(風水害)対策計画 (作成例)

1 目的

この計画は、〇×〇×施設近隣で非常災害(風水害)の発生又は発生の恐れがある場合に対応すべき必要事項を定め、非常災害(風水害)から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

2 計画の適用範囲

この計画は、〇×〇×施設に勤務する職員及びサービスを利用する入所者・利用者又は出入りする全ての者(以下「利用者等」という。)に適用する。

3 施設管理者の責務

施設管理者は、総括責任者として〇×〇×施設における非常災害(風水害)による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本計画に基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、〇〇市(町)と連携を図り、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するとともに、職員に周知を行うこと。

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮のもと、利用者等の人命確保及び被害の軽減のため、本計画に基づき必要な措置を迅速に実施するものとする。

5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、非常災害(風水害)から身を守るために、避難誘導等に従うものとする。

6 施設の立地条件、周辺環境

別紙(参考1)のとおりとする。

7 災害発生時の組織体制と役割分担 (別紙(参考2)のとおり)

(1) 指揮班

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

(2) 情報収集・連絡担当班

〇〇市(町)や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の情報を把握し、指揮班に伝達する。

また、土砂崩れや河川の氾濫等に係る前兆現象や被害の情報を確認・入手した場合は、速やかに〇〇市(町)など関係機関へ通報する。

(3) 避難誘導班

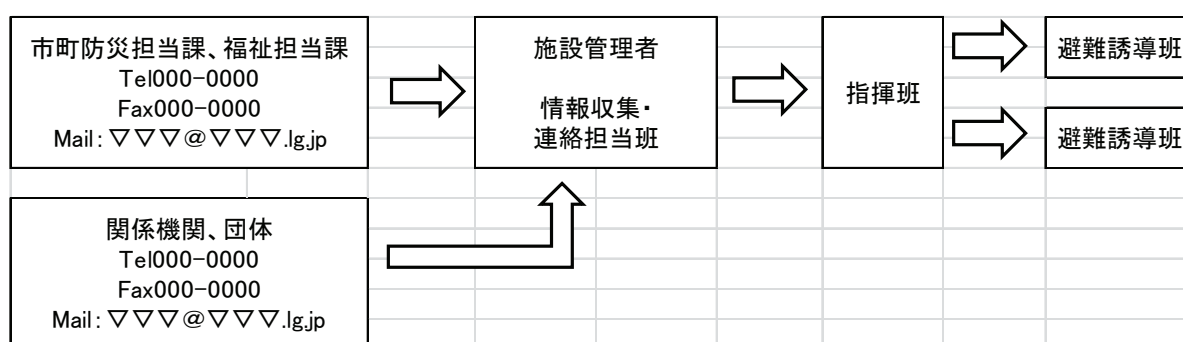
土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告等が発令された場合や土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

(4) 応急救護班

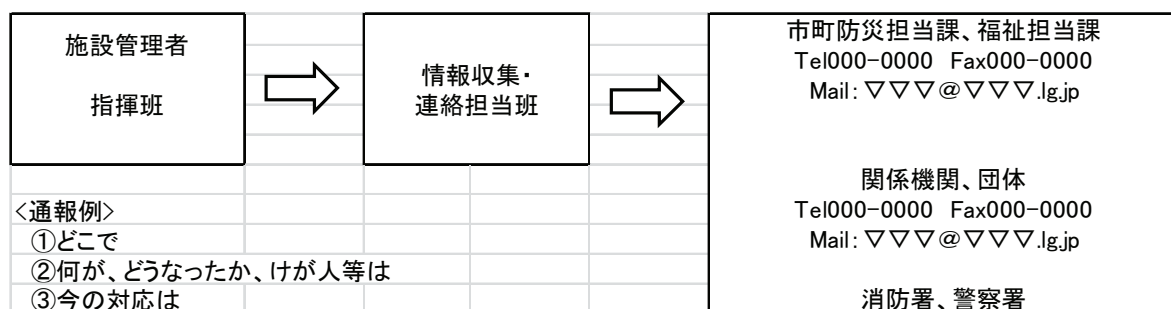
負傷者に対して応急措置を行うとともに、救急隊と連携して速やかに救護所を設置し救護を行うほか、必要に応じて指定した医療機関に移送する。

8 防災・災害情報の受伝達

(1) ○○市(町)等からの情報(気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等)



(2) 施設から○○市(町)及び関係機関、関係団体へ発信する情報(土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象や被災した際の被害情報等)



(3) 緊急連絡先一覧表

機関名	所在地	電話	FAX	メール
市町○○課				
□□消防署				
××警察署				

※ 通信手段について、停電により電話やメール等の通常の連絡手段が通じない場合には携帯電話を活用するなど、緊急連絡の方法についても検討しておく。

- (4) 職員間の情報受伝達系統図
別紙(参考4)のとおりとする。

9 災害に関する情報の入手方法

- (1) 気象情報、気象注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報
- ・テレビ・ラジオなどマスメディアの各種気象情報
 - ・気象庁ホームページ
 - ・愛媛県河川・砂防情報システム など
- (2) 避難情報、防災情報
- ・〇〇市(町)の防災ウェブサイト、防災行政無線、広報車、〇〇市(町)災害情報メール配信サービス
 - ・愛媛県防災ウェブサイト
 - ・国土交通省防災情報提供センター
 - ・愛媛県河川・砂防情報システム
 - ・えひめ河川(かわ)メール など

10 施設の利用者に関する情報把握 (別紙(参考5)のとおり)

利用者個々の特性を十分に把握した上で、利用者の氏名、生年月日、服用薬、家族の連絡先などの利用者情報を一覧にして整理し、非常時には持ち出し可能な状態で保管する。

11 事前対策等

台風の接近や大雨洪水警報の発令等の気象情報から、あらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員を増員するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

また、施設・設備の安全確認、備蓄品や非常持ち出し品の確認、避難先への連絡及び移動手段の確保など、避難体制を整える。(別紙(参考7、8)のとおり)

12 災害警戒体制

気象情報や周辺の状況、前兆現象等から、災害の危険性が高まった場合は、職員配備を強化し、利用者等の避難誘導の準備等を行う。

- (1) 職員参集基準(別紙(参考3))に基づいて関係職員を召集し、職員配備を強化する。
- (2) 職員に災害情報を周知、共有する。
- (3) 避難場所、避難経路、避難方法等の確認を行う。
- (4) 〇〇市(町) 地元自治体や関係機関、近隣他施設との情報交換を行う。
- (5) 地域の情報収集を強化する。
- (6) 設備・建物・環境の安全確認を行う。
- (7) 職員・利用者の安全確認を行う。

13 避難誘導等

- (1) 避難誘導の原則
 - ① 施設内避難

施設内のがけ斜面(河川)と反対側の比較的安全な場所(鉄筋コンクリート造2階以上の建物等)へ避難誘導する。

② 施設外避難

〇〇市(町)が指定した避難所又は応援協定を締結している施設等で、安全に移動可能な場所へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

① 自主避難

次に示す土砂災害や河川の氾濫等の前兆現象を確認した際には、〇〇市(町)からの情報を待つことなく直ちに避難を開始する。

施設管理者が判断することになるが、不在等の場合は、その場における責任者が判断を行うものとする。

<土砂災害の前兆現象>

- * がけの表面に水が流れ出す。(湧水の増加)
- * がけから水が噴き出す。(新たな湧水が発生)
- * 小石がバラバラと落ちる。
- * がけの樹木が傾く。
- * 樹木の根が切れる音がする。
- * 樹木の倒れる音がする(倒木)
- * がけに割れ目が見える。
- * 傾斜が膨らみだす。
- * 地鳴りがする。
- * 強烈な土の匂いがする。

<河川の氾濫の前兆現象>

- * 短時間で危険水位を超え、強い降雨が続く。
- * 堤防の川側が崩れ始めている。
- * 堤防の側面から水が漏れだしている。
- * 堤防にひび割れが生じている。
- * 堤防近くの地盤から水が噴き出ている。

② 〇〇市(町)等からの情報に基づく対応

- * 土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等を受けて対応する。

(3) 避難方法

① エレベータ(使用可能な場合)

- * 車椅子 * 担架 * ストレッチャー * ベットのまま

② 階段

- * 徒歩(歩行可能者) * 担架搬送 * 背負い搬送 * いす搬送

※ 予め、利用者毎に避難(搬送)方法を決めてグループ分け、ゼッケン等で色分け表示しておくこと。

(例)・独歩者(歩行可): 青 ・護送者: 黄色 ・担送者: 赤

(4) 避難の経路

施設内の避難経路は、別紙のとおりとする。(施設内の図面にあらかじめ避難路を記載

し、誰もが確認できる場所へ掲出する。(別紙(参考6)のとおり)

(5) 施設外への避難

施設内に避難できない場合は、〇〇市(町)が指定した避難場所(〇〇〇〇〇)又は応援協定を締結している施設(〇〇〇〇〇)に避難する。

避難に当たっては、利用者情報一覧(氏名、住所、家族の連絡先、既往症、服薬、食事形態等の情報)を準備し、避難先ごとに職員を配して利用者等を漏れなく避難させ、避難後のフォローにも適切に対応する。

(6) 避難誘導の応援

夜間を中心に避難誘導が手薄となることから、地域からの応援が頂けるよう協力要請、応援協定等の締結等取組みを行っておく。

14 防災教育

施設管理者は、防災に関する各種研修会に職員を参加させるとともに、風水害の危険性や前兆現象など警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、迅速かつ確実な情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

15 避難訓練

施設管理者は、毎年度、風水害を想定した訓練計画を作成し、職員が各自の役割を理解して迅速に行動できるよう、実践的な避難訓練を定期的の実施する。また、〇〇市(町)や地域の自主防災組織が実施する防災訓練等にも積極的に参加する。

(1) 訓練内容

- ① 情報受伝達訓練(情報の受付方及び情報の発信方法)
- ② 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
- ③ 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
- ④ 避難訓練(要介護度に応じた避難方法、階段避難方法等)

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本計画の検証に反映させる。

16 地域の関係機関や住民等との協力体制

(1) 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するため、地域の防災訓練に積極的に参加する。

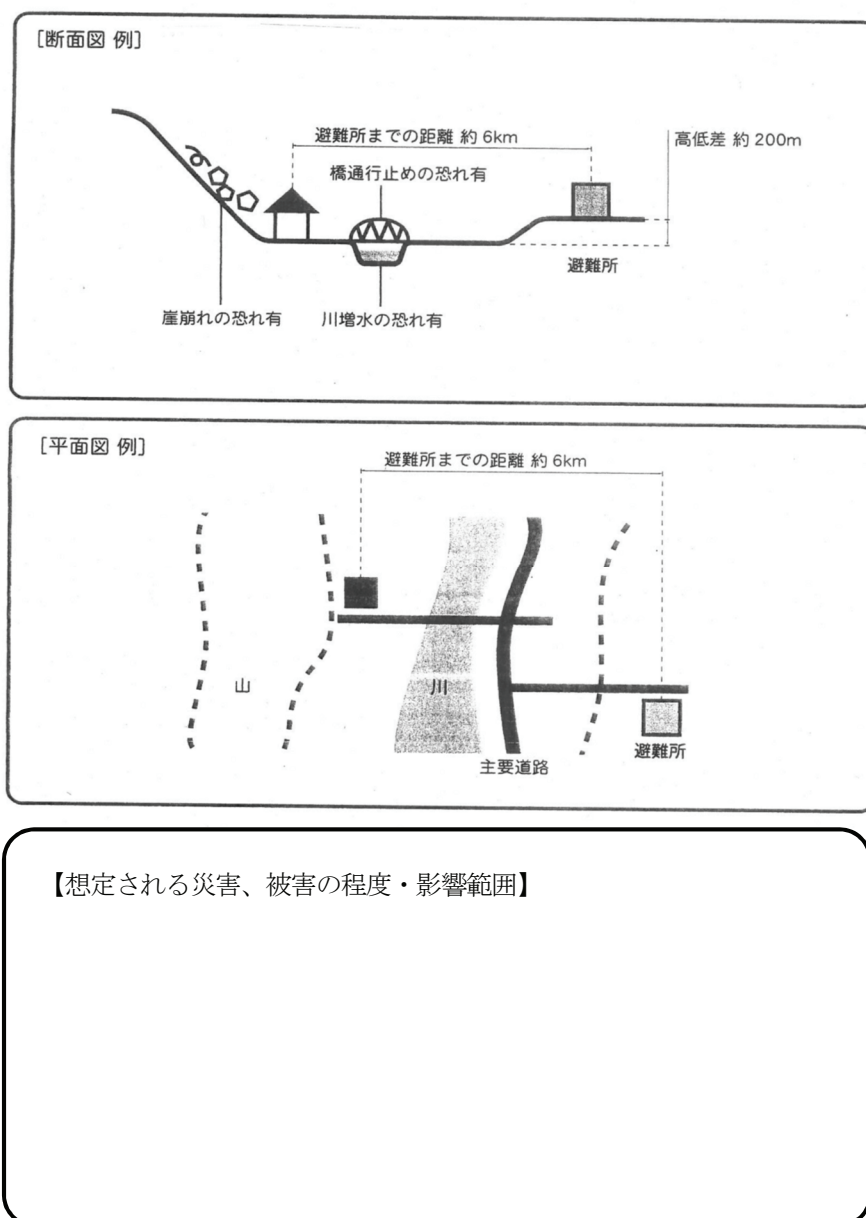
(2) 地域への協力

地域住民と良好な関係を維持し、地域の自主防災組織、町内会、ボランティア等と災害時の協力関係の構築に努める。また、他の社会福祉施設との間で相互支援協定の締結等を検討する。

(3) 地域の安心拠点

社会福祉施設の使命として、地域住民の救援活動に可能な限り協力し、地域の安心拠点の役割を果たすよう努める。

(参考 1) 施設の位置図、周辺環境 ※自施設の状態を図示し、注意事項等を整理する。



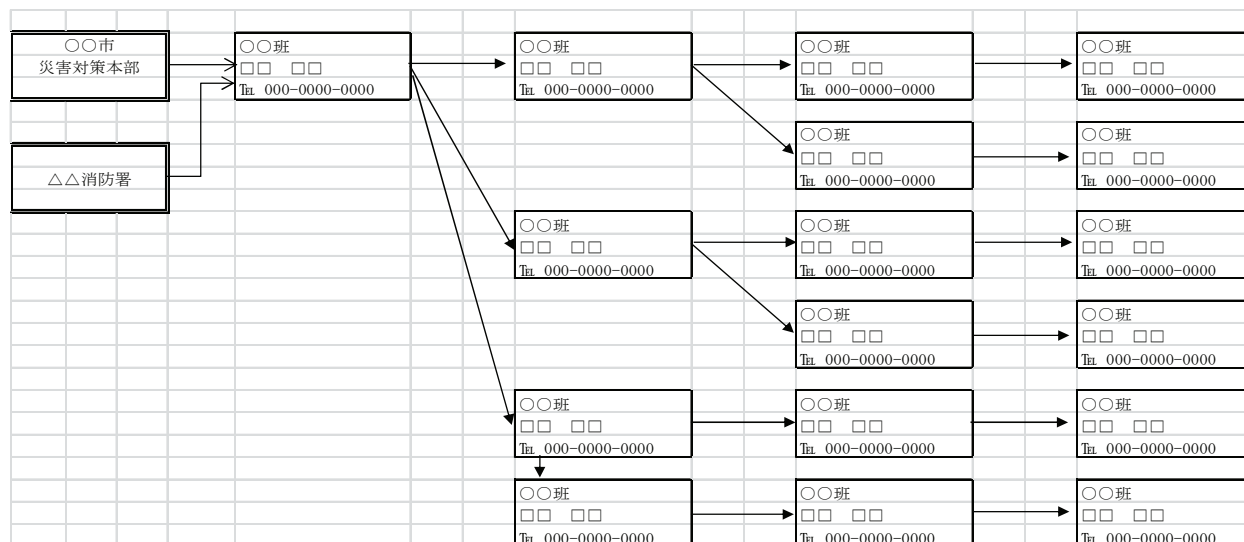
(参考 2) 災害発生時の組織体制と役割分担表

総括責任者	班	班長	班員	任務
〇〇〇〇	指揮班	◎◎◎◎	▲▲▲▲	総括責任者の支援 各班への指示
	情報収集・ 連絡担当班	△△△△	×××× □□□□	気象・災害の情報収集
				職員への連絡、安否確認
				関係機関との連絡・調整
				利用者家族への連絡
	避難誘導班	●●●●	▽▽▽▽ ◇◇◇◇	地域住民やボランティア団体等への協力依頼等
				避難状況のとりまとめ
	応急救護班	■ ■ ■ ■	▼▼▼▼	利用者の安全確認 利用者への状況説明 利用者の避難誘導 負傷者の救出 負傷者への応急処置、病院移送

(参考3) 職員参集基準

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	・地域に大雨、洪水、暴風雪、高潮注意報が1以上発表されたとき ・	・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること
警戒配備体制	・地域に大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮警報が1以上発表されたとき ・	・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること
災害対策本部体制	・地域に風水害が発生又は発生が予想されるとき ・	・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第参集すること

(参考4) 職員間の情報受伝達系統図

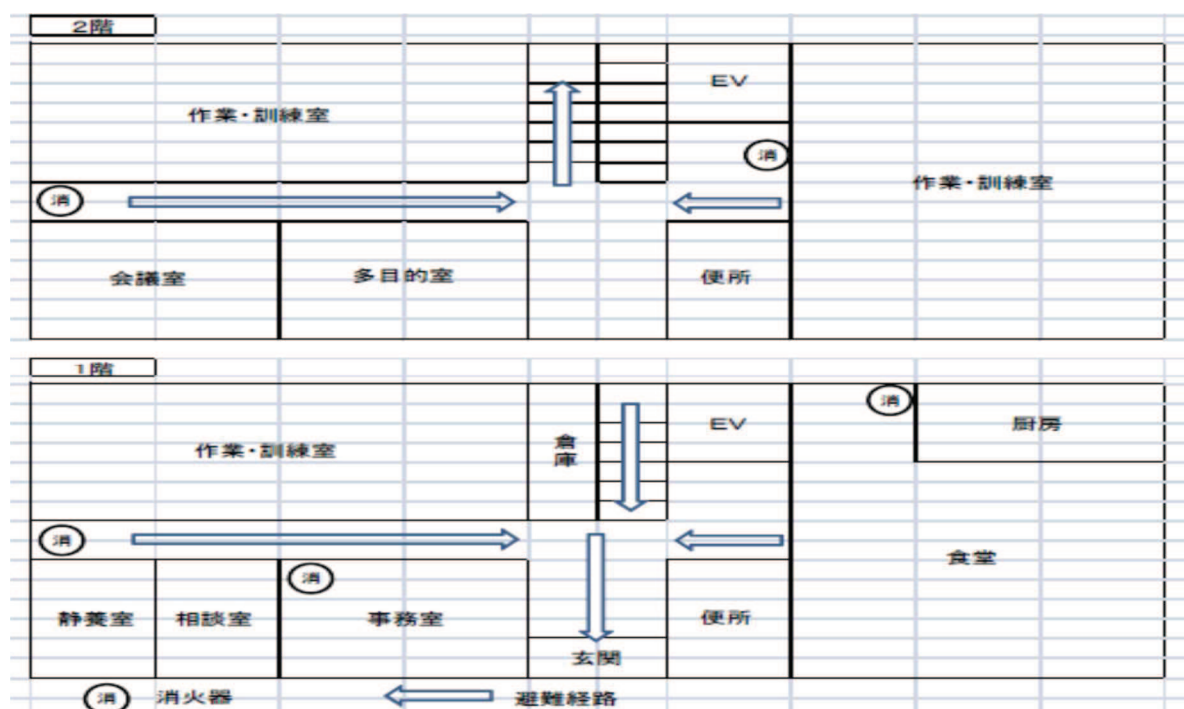


(参考5) 利用者情報の一覧

氏名	生年月日	心身の状態	服用薬	連絡者氏名	連絡先	注意事項

(参考6) 施設内の避難経路

※自施設の避難経路を図示する。



(参考7) 備蓄品リスト

(食料・炊事用品)				
・飲料水	・非常食	・鍋	・缶切り	・食器
・バケツ	・ポリタンク	・ビニール袋	・カセットコンロ	
(衣料)				
・毛布	・ビニールシート	・タオル	・軍手	・下着
(生活用品)				
・懐中電灯	・電池	・ローソク	・カイロ	・ロープ
・雑巾	・トイレットペーパー	・ティッシュペーパー	・紙おむつ	
・水のいないシャンプー				
(救急器材)				
・救急医薬品	・衛星器具(はさみ、ピンセット等)			
・衛生材料(ガーゼ、包帯等)	・担架			
(復旧機材)				
・大工道具セット	・小型発電機	・スコップ		
(その他)				
・ラジオ	・テント	・リヤカー	・携帯電話	・ヘルメット
・簡易トイレ	・車椅子	・乳母車		

※食料や医薬品など有効期間切れにならないよう、定期的に点検・補充のこと

(参考 8) 非常持ち出し品リスト

利用者情報一覧、ケース記録、診療録、緊急時連絡・引き渡しカード、
多機能ラジオライト、手動式ライト、サバイバルブランケット、紙おむつ、
ウェットティッシュ、ナプキン、災害用トイレ(給水凝固剤)、万能はさみ、
救急箱、常備薬、非常食等

社会福祉施設におけるモデル避難 計画

【自然災害対策編】

平成 2 6 年 1 1 月

長崎県福祉保健部

●●施設避難計画（自然災害対策編）

まえがき

1. 目的

この計画は、地震及び風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）に対する防災対策及び災害時において必要な基本的事項を定めることによって自然災害から利用者及び職員の人命の安全の確保を図ることを目的とする。

2. 施設管理者の役割

施設管理者は、気象情報（注意報、警報、その他の情報）及び地震（津波）に関する情報を速やかに入手できる体制を整備し、（法人名・施設名）として、入所者等を適切に避難させるとともに、地元自治体（県・市）との連携により、避難に関する情報を早期かつ正確に入手し、避難先での入所者のケア等を実施する。

このため、施設管理者は、本計画に基づき施設職員を指揮し、業務を行なう。

3. 避難計画の作成及び変更

防災対策等の実施にあたっては、県、市町、消防署及び警察署はもとより、消防団等の地元関係者、他の施設及び利用者の家族とも十分に連携を図る。

県及び市町地域防災計画は、年1回程度改訂されるので、本編・資料編の関係箇所を確認するとともに、

施設において、毎年度、見直しを行い、必要に応じて、避難計画を修正する。

また、県からガイドラインの改訂通知があったときは、適宜見直しを行う。

まえがき	1
1. 目的	1
2. 施設管理者の役割	1
3. 避難計画の作成及び変更	1
I 平常時における対策	6
1. 施設の状況確認	6
(1)立地の確認	6
(2)入所者、職員数	7
(3)設備の確認	7
① 情報収集・伝達手段	7
② 保有車両等	7
③ 避難用備品	7
④ ライフライン(電気・ガス・水道)の代替手段	7
⑤ 家具等の転倒防止措置	7
2. 応急対策への備え	8
(1)情報収集手段の確保	8
(2)職員や施設内外との連絡体制の整備	8
(3)災害対応組織、職員の役割分担	8
(4)危険物の管理、確認	8
(5)利用者リストの準備	9
① 担送、護送、自走(独歩)の別により記載	9
② 持病、使用医薬品等を記載	9
(6)食糧等の備蓄	9
(7)防災訓練、防災教育の実施	9
① 施設内の防災訓練の実施	9
②防災教育の実施	9
【研修内容】	9
(8)地域住民とのネットワークの構築	10
3. 避難への備え	10

(1)避難先の確保	10
① 一般の避難所への避難が困難な利用者	10
② 自然災害発生時(発生のおそれ)における利用者	10
(2)避難車両の確保	10
(3)避難経路の確認	11
(4)入所者の避難方法の周知	11
(5)時間帯、気候等状況に応じた避難への対応	11
(6)夜間等の職員の参集	11
(7)持参する資機材	11
Ⅱ 気象警報等発表時の対策	12
1. 情報収集・情報伝達及び態勢の確立	12
雨の強さと降り方(※気象庁ホームページから抜粋)	12
風の強さと吹き方(※気象庁ホームページから抜粋)	12
(1)テレビ、ラジオ等からの情報入手等	13
(2)市町防災担当課や防災関係機関との連携	13
(3)災害対応組織の設置	13
(4)職員、利用者への定期的な情報提供	13
(5)冷静な行動指示	13
(6)警戒体制	13
(7)初動態勢の確立	14
① 消火活動の準備	14
② 救護活動の準備	14
③ 緊急物資確保の準備	14
④ 避難誘導の準備	14
2. 避難誘導等	15
(1)状況に応じた避難先の選定	15
① 施設内での待機	15
② 避難場所の選定	15
(2)避難先との連絡	15
(3)避難手段と避難経路の選択	15
① 避難手段の準備	15
② 避難経路の安全性確認	15
③ 誘導方法の確認	15
④ 避難名簿と安全確保	15
(4)情報伝達、家族への引継ぎ等	16

(5) 支援者の確保	16
(6) 市町、防災関係機関への連絡	16
(7) 避難中のケア	17
III 災害発生時の対策	18
1 災害発生時の特徴	18
(1) 一瞬の出来事	18
(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続	19
(3) 二次災害の発生	19
2 災害発生時の対応策	19
(1) 情報の収集と避難の開始	19
(2) 入所者等の避難誘導	19
① 避難先と避難経路の選択	19
② 避難を実施する場合の対応	19
③ 避難が不要な場合の対応	20
④ 安全点検	20
(3) 施設が使用不能となった場合	20
① 家族等への引き継ぎ	20
② 他の社会福祉施設等の要請	20
(4) 必要な連絡	20
3 災害発生時における地域での役割	21
(1) 地域での安心拠点	21
(2) 地域連携の重要性	21
(3) 日時経過による救援の役割分担の変化	21
① 被災当日	21
② 2日目以降	22
③ 行政や他の施設からの要請への対応	22
IV 職員の役割分担等	23
1 施設滞在時	23
(1) 指揮班	23
(2) 情報収集・伝達班	23
(3) 避難誘導班	24
2 避難先施設において	24

(1)指揮班	24
(2)情報収集・伝達班.....	24
(3)避難誘導班	24
V 参考資料.....	25
1. 防災情報連絡網（様式例）	25
2. 設備等点検整備表（様式例）	26
3. 災害時支援カード（様式例）	27
4. 利用者移送計画（様式例）	27
5. 救急医薬品一覧表（様式例）	29
6. 備蓄品等一覧表（様式例）	30
7. 初動対応事項一覧表（様式例）	32
VI 用語集	33
【あ行】.....	33
【か行】.....	34
【さ行】.....	36
【た行】.....	37
【は行】.....	40
【や行】.....	43
【ら行】.....	43

I 平常時における対策

1. 施設の状況確認

(1) 立地の確認

本施設の所在地 ●●市●●町●番●号
施設設置年月日 ●年●月●日 建設（●年一部改修）



※昭和56年5月31日以前の建物について

耐震診断の実施及び耐震性の有無

耐震診断	実施済み	・	未実施
------	------	---	-----

診断結果	耐震有り	・	耐震無し
------	------	---	------

耐震補強	実施済み（○年○月○日）	・	未実施
------	--------------	---	-----

本施設は、急傾斜崩壊危険区域（地すべり危険箇所、土石流発生危険溪流等）に立地しており、地震、台風及び局地的豪雨等により甚大な被害を受ける恐れがあり、災害発生時において迅速かつ適切な行動が取れるよう、日ごろから職員一人ひとりが防災意識を高めることによって災害に備えるものとする。

本施設は、主要地方道●●●線沿いに位置し、来客用駐車場も施設に隣接し、普通車●台の駐車が可能である。

コメント:

ア 起こりうる災害は、施設が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があります。県や市町で作成している「地域防災計画」や「各種防災マップ」などでは、地震（津波）、風水害（河川等はん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど）の区分ごとに、河川はん濫・津波の浸水想定区域図、土砂災害危険箇所や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、また、災害履歴などを掲載しているところもあります。それらの情報は、施設の災害予測に役立ちますので事前に確認しておきましょう。

なお、土砂災害危険箇所については、長崎県電子国土総合防災 GIS (<http://www.pref.nagasaki.jp/sb/gis/agree.php>)でも確認できます。

イ 施設が土砂災害警戒区域に指定されると、市町が施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めたり、「土砂災害ハザードマップ」を作成したりします。

「土砂災害ハザードマップ」には、土砂災害（特別）警戒区域の範囲、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、避難場所等が記載されており、施設の災害予測や迅速な避難行動に役立ちますので確認しておきましょう。

ウ 地下室は、「地上の冠水で一気に水が流れ込む。」「浸水で、電灯が消え、暗闇となる。」「外の様子が見えない。」「水圧でドアが開かなくなる。」など危険な場所であることを認識しておきましょう。

(2) 入所者、職員数

本施設の入所定員は、●人、●年●月●日現在、入所者は、●人、職員数は、●人である。

(3) 設備の確認

① 情報収集・伝達手段

- ・ 情報収集

防災ラジオ、テレビ、防災行政無線（個別受信機）、携帯電話、衛星携帯電話（配備している資機材を記載）

- ・ 情報伝達

施設内の一斉放送システム等（配備している資機材を記載）

② 保有車両等

車種	車種	車番	定員	備考
普通車	トヨタ ●●	**-**	5人	
マイクロバス				

③ 避難用備品

災害用持ち出しセット・・・●セット

避難用持ち出し袋（入所者用）・・・●セット

大人用おむつ・・・

常備薬

・・・

④ ライフライン（電気・ガス・水道）の代替手段

飲料水貯水槽兼用受水槽（●トン）

自家発電装置（●時間対応可能）

災害時のために飲料水貯水槽兼用受水槽や自家発電装置の設置を検討する。

⑤ 家具等の転倒防止措置

家具の転倒防止措置・・・済、未済み

廊下、食堂、ホールなどには転倒して、避難の妨げとなる不必要な備品等はおかないようにし、書棚、ロッカー等は床、壁に金具などで固定しておく。

2. 応急対策への備え

コメント: 台風、大雨等の風水害は、気象警報や前兆現象により、災害発生前に避難のための準備が可能である。日頃から危険箇所の確認や気象情報の入手方法を確認するとともに、夜間での対処方法等についてもイメージして備えておくことが大切です。

地震や津波災害は、いつでもどこでも起こりうるが、突然、起こることを理解して、地震の揺れからいかにして身を守るか(耐震化、家具の固定等)や、発生した際にどのように対応(避難)するのかをイメージして、備えておく必要があります。

(1) 情報収集手段の確保

地元自治体からの連絡手段の確認及び地元自治体への連絡先を確認する。

また、地元自治体の「防災メール」の受信登録及び職員への登録を指導する。

情報収集手段(テレビ、ラジオ、地元自治体のホームページ、ケーブルテレビの告知端末等)の整備に努める。

(2) 職員や施設内外との連絡体制の整備

緊急時に備えて、防災連絡網や緊急連絡先一覧表等を作成する。

(緊急連絡先例示)

民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体、社会福祉協議会、家族市町担当課、消防、警察、協力医療機関、電気設備等保守管理業者等施設外部と電話が通じない場合の緊急時の連絡方法を検討しておく。

(連絡方法例示)

メール、災害伝言ダイヤル等

(3) 災害対応組織、職員の役割分担

大雨、洪水等の注意報、警報、特別警報、土砂災害警戒情報や地元自治体(県)等からの避難勧告、避難指示等の情報を入手した場合に、本計画に基づき災害対応のための災害対策本部を設置できるよう、職員の役割分担等を整理する

職員の役割分担

・・・班

・・・班

・・・班 ⇒ 詳細は、「Ⅲ 職員の役割分担等」に記載

(4) 危険物の管理、確認

ガスの供給元栓の場所を確認するとともに、

火気使用器具(ガスコンロ)等や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防対策を検討しておく。

（５）利用者リストの準備

安否確認のため、利用者に関する情報を電子データ及び紙ベースで管理し、必要となった場合に、市町災害対策本部等に提供できるように準備しておく。

- ① 担送、護送、自走（独歩）の別により記載
- ② 持病、使用医薬品等を記載

コメント：施設の実情に応じて、具体的に
記載する

※ 平常時においては、個人情報保護の観点から情報の管理に十分留意しておく。

（６）食糧等の備蓄

食糧の備蓄と緊急時に必要となる物資、機材のリストを作成し、非常用持ち出しセットを準備しておく。

入居者の避難持ち出し袋も準備しておく。

（７）防災訓練、防災教育の実施

① 施設内の防災訓練の実施

施設長は、防災計画を作成のうえ、情報収集、情報伝達、避難誘導などの決められた役割分担、任務に基づいて、定期的に施設内の防災訓練を実施する。

その際には、可能な限り、利用者にも参加を促す。

② 防災教育の実施

災害の基礎知識、平常時の防災や災害時の役割等の防災教育を毎年度（研修の頻度を記載する。採用時、年１回等）、実施する。

【研修内容】

例示

- （i）気象情報
- （ii）地震への備え
- （iii）避難誘導（誰が誰をどこへ避難させるのか、要介護者の避難方法等）
- （iv）避難計画の周知

区分		実施回数	実施要領
職員	新規採用	採用時○回	設備器具の取扱い、実技、 気象情報 の内容、防災用設備等の点検
	継続雇用	年○回	
入所者家族	新規利用	入所時○回	避難経路、避難先、家族等への連絡方法、

	継続利用	1年〇回	災害時の避難計画の説明・家族会議等で説明
--	------	------	----------------------

(8) 地域住民とのネットワークの構築

高齢者をはじめ、障害者や子どもなど（以下「高齢者等」という。）が安全に避難するためには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠となる。

地域の行事への参加など、日頃から積極的に地域との交流に努める。

地域で実施する防災訓練に積極的に参加することなどにより、地域とのコミュニケーションを図るとともに、施設と地元消防団、自主防災組織や町内会、婦人防火クラブ等の民間防火組織の間に、あらかじめ災害時に支援が得られるよう努める。

3. 避難への備え

(1) 避難先の確保

① 一般の避難所への避難が困難な利用者

一般の避難所への避難が困難な利用者の避難先は、次の施設とする。

〇〇老人ホーム

所在地 〇〇

連絡先 〇〇（電話番号、FAX、メールアドレス等）

担当者

△△老人ホーム

所在地 △△

連絡先 △△（電話番号、FAX、メールアドレス等）

担当者

② 自然災害発生時（発生のおそれ）における利用者

自然災害発生時における利用者の避難先は、次の施設とする。

〇〇老人ホーム

所在地 〇〇

連絡先 〇〇（電話番号、FAX、メールアドレス等）

担当者

△△老人ホーム

所在地 △△

連絡先 △△（電話番号、FAX、メールアドレス等）

担当者

(2) 避難車両の確保

施設車両・職員車両及び近隣地域住民等の協力車両で必要数を確保するが、必要数

に満たない場合は、市町や防災関係機関（警察、消防）にその旨を説明し、協力が得られるようにしておく。

避難車両数 総計 台 人分
内訳)

(3) 避難経路の確認

避難経路について、複数の経路を確認し、必要に応じ、訓練等で実査を行う。

避難経路 1 ～ ～ ～

避難経路 2

避難経路 3

あらかじめ避難経路を記載し、誰もが確認できる場所に掲示する。

(4) 入所者の避難方法の周知

入所者ごとに避難する方法（徒歩、車いす、ストレッチャー等）を色分け等により、職員が認識できるようにしておくとともに、プラカード、ゼッケン等を準備しておく。

(5) 時間帯、気候等状況に応じた避難への対応

日中、夜間等の時間帯、気象状況をはじめ、避難時における職員数や利用者の状態、地域住民等の応援体制の状況に応じた避難について、検討しておく。

(6) 夜間等の職員の参集

職員の参集が必要な事象をあらかじめ整理し、職員の参集が必要な場合には、速やかに防災情報連絡網により連絡し、参集できる体制を整備する。

(7) 持参する資機材

災害用持ち出しセットや入居者の避難用持ち出し袋、特に、通常の避難所で準備することが困難な大人用紙おむつ、軟らかい食糧、常備薬を準備しておく。

また、避難時には必ず持ち出すよう、職員に周知しておく。

Ⅱ 気象警報等発表時の対策

1. 情報収集・情報伝達及び態勢の確立

雨の強さと降り方（※気象庁ホームページから抜粋）

1 時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	災害発生状況
10 以上～ 20 未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
20 以上～ 30 未満	強い雨	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30 以上～ 50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。 都市では下水管から雨水があふれる。
50 以上～ 80 未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）。	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80 以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。	雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要。

風の強さと吹き方（※気象庁ホームページから抜粋）

平均風速 (m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子
10 以上～ 15 未満	やや強い風	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線が鳴る
15 以上～ 20 未満	強い風	風に向って歩けない。転倒する人もでる。	小枝が折れる。
20 以上～ 25 未満	非常に強い風	しっかりと身体を確保しないと転倒する。	樹木が根こそぎ倒れはじめる。
25 以上～ 30 未満		立ってられない。屋外での行動は危険。	
30 以上～	猛烈な風		

(1) テレビ、ラジオ等からの情報入手等

施設の管理者は、テレビやラジオ、インターネットなどの最新の情報に注意し、事故の段階に応じて、職員を参集させる。(参集基準の整備)。

衛星携帯電話等の非常用の通信手段を活用し、市町災害警戒本部等へ連絡をとり、必要な情報収集を行う。

(2) 市町防災担当課や防災関係機関との連携

地元自治体(県・市)の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報を入手し、その情報を共有するなど、最新の情報を把握するとともに、避難支援者や防災関係機関との連携を図る。

(3) 災害対応組織の設置

これまでの災害発生時の前兆現象に似ている、気象情報や気圧配置等からして被害が発生する可能性があるという判断した場合、又は、市町から避難準備情報が出された場合、並びに地元自治体(市町・県)等から、避難を要する程度の災害が発生する可能性があるという情報を入手した場合は、本計画に基づき災害対応のための災害対策本部を設置するとともに、今後の避難指示、屋内退避指示等も想定した避難準備体制をとる。

(4) 職員、利用者への定期的な情報提供

定期的に情報を職員や利用者へ伝えることにより、施設内の不安解消に努める。

(5) 冷静な行動指示

緊急避難の際には、利用者の身体状況に応じて、冷静な対応が取れるよう、あらかじめ決められた避難方法(車いす、ストレッチャー、徒歩)による。

(6) 警戒体制

大雨警報、洪水警報、暴風警報、土砂災害警戒情報など、発表内容に応じた応急措置を講じる。

河川はん濫や高潮時には、高地や階上への避難を行う。

台風等による豪雨時の土砂くずれ、河川はん濫などに備え、ガラス破損時の布製ガムテープの準備、浸水防止用木材(止水板等)、金具、工具等による応急措置の準備を行う。

車両を安全な場所へ移動させる。

コメント

ア 局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で、注意報や警報等は急に発表されることがあります。常時、警報等の情報に気をつけましょう。

イ 土砂災害は一瞬にして起こります。土砂災害警戒情報に注意するとともに、斜面の状況にも注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難してください。特に、高齢者等は逃げ遅れる危険が大きいため、早めの避難が大切です。

ウ 危険な前ぶれ(前兆現象)を察知しましょう。

- ・ 川の水かさが急激に上昇する。
- ・ 水が濁り、流木などが流れてくる。
- ・ がけから音がする。小石が落ちてくる。
- ・ 斜面にひび割れや変形がある。
- ・ がけや斜面から水が噴出している。
- ・ がけからの水が濁っている。
- ・ 山がミシミシと音をたてる。
- ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている。(鉄砲水の前兆)

(7) 初動態勢の確立

① 消火活動の準備

火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限する。火災の発生を防ぐため、その他危険物の保管、設置について緊急チェックを行う。

② 救護活動の準備

必要な医薬品、衛生用品、担架、車椅子など救護運搬用具が揃っているか確認する。利用者の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備える。

③ 緊急物資確保の準備

食糧や機材などを点検し、補充が必要なものは、緊急に確保するよう努める。

④ 避難誘導の準備

利用者の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、などについて確認するとともに、避難経路、避難方法について確認する。

2. 避難誘導等

(1) 状況に応じた避難先の選定

① 施設内での待機

立地条件及び気象の状況等から、施設内が安全と判断される場合には、施設内の安全な場所で待機する。

② 避難場所の選定

市町災害対策本部から避難指示がある場合や、施設長が、施設の立地条件により施設内に留まることが危険と判断した場合には、周囲の状況を確認し、事前に選定した避難場所のどこへ避難するか判断する。

(2) 避難先との連絡

(避難決定前)

あらかじめ選定（協定締結）した、避難先●●に対して、避難指示があった場合の避難者数（入所者、職員）、避難経路及び必要となる資機材等について連絡する。

(避難決定後)

避難開始時に、避難先に対して、避難者数、避難経路及び必要となる資機材等について、連絡する。

(3) 避難手段と避難経路の選択

① 避難手段の準備

河川がはん濫した場合は、車での脱出は困難となることを踏まえ、車での避難が必要となる可能性がある場合には、河川のはん濫前の避難を検討する。

② 避難経路の安全性確認

県や市町の災害対策本部やテレビ、ラジオなどの報道からの情報に注意し、避難経路のうちから、安全性の高いものを選択する。

③ 誘導方法の確認

施設の建物外に避難する必要があるときには、利用者の服装を検討し、防寒や防水などの対応できるか確認する。また、落下物から身を守るためのヘルメットの装着等を行う。

④ 避難名簿と安全確保

避難誘導は、利用者の氏名を名簿等で確認しながら行う。

また、悪条件（降雨が冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動などに留意する。

避難先に着いたら、直ちに点呼などにより名簿等と照合し、利用者の避難誘導が安全確実に行われたかを確認し、施設長に報告する。

（４）情報伝達、家族への引継ぎ等

入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）への避難情報等を伝達する。

入所者の家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）へ避難先、出発予定時間、到着予定時間等を連絡する。

家族等への引き継ぎが可能な入所者（一般の避難所を利用可能なかた）を家族等へ引き継ぐ。

引取時の混雑から、人違いで他人へ利用者を引き渡すことがないように、引き取りに来られた家族等に直接引き渡すとともに、引取者の氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を必ず残しておく。

（５）支援者の確保

コメント：地元自主防災組織や町内会、婦人防火クラブ等の民間防火組織から得られる支援内容及び連絡先を記載。

（６）市町、防災関係機関への連絡

施設からの避難を開始したときや避難先への避難が完了したときは、市町や関係防災機関へ連絡する。

種 類	発表時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 （要配慮者避難情報）	・ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難先等への避難行動を開始
避難指示	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 河川の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況	・ 避難勧告等の発令後で、避難中の方は、確実な避難行動をとる。 ・ 発令された対象地域でまだ避難していない方は、ただちに避難行動に移るとともに、その行動に移る時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

(7) 避難中のケア

避難車両に同乗して避難中の入所者のケアを行う。

【避難予定場所】

(例) 福祉避難所：〇〇市〇〇地区 〇〇市健康福祉センター

(電話：)

災害の状況等により、他の広域避難所へ避難先が変更になることもあり得る。

Ⅲ 災害発生時の対策

1 災害発生時の特徴

(1) 一瞬の出来事

土砂災害や河川はん濫は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらす。

地震災害発生の場合には、まず、身の安全を確保し、揺れがおさまってから、火の元の確認、テレビ、ラジオ等による情報収集を行う。

沿岸の施設にあっては、大きな地震の後は、津波による被害からの迅速な避難を行う。

【気象庁震度階級関連解説表】

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないうと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

電話等の不通による外部との連絡途絶や電気、水道、ガス等の供給が停止して施設の機能を麻痺させることがある。

また、これらのライフラインの復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦、被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となることがある。

(3) 二次災害の発生

次のような二次災害が発生する可能性があることに留意する。

- ・ 台風通過後の洪水、冠水、土砂災害、橋梁破損
- ・ 洪水の後の伝染病発生
- ・ 落雷後の火災、停電、感電死、家屋の破壊

2 災害発生時の対応策

コメント:風水害の場合の対応を記載している。地震災害の場合は、揺れやテレビ等の情報から判断して、適切な避難を行う。

(1) 情報の収集と避難の開始

施設長は、ラジオ・テレビ、市町災害対策本部、警察、消防から正確な情報を入手したうえで、避難の必要性について適切な判断を行う。

過去の災害事例や気象警報、注意報等をもとに、高齢者等の利用者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じる。

市町災害対策本部、消防署、警察などと連絡を密にし、避難準備情報があった場合には、避難体制を直ちに整え、施設長の判断のもと、早めに避難を開始する。

(2) 入所者等の避難誘導

① 避難先と避難経路の選択

避難誘導にあたっては、避難先や避難経路の状況、周辺地域の被災状況、救助活動の状況など、周辺の様子をできるだけ正確に把握し、避難経路が確保され可能な間に、速やかに避難を開始する。(洪水、土砂災害では、自動車での避難は困難となるので、注意が必要。)

② 避難を実施する場合の対応

施設長は、避難を開始する場合は、すみやかに利用者に伝え、職員に対して安全に避難場所まで誘導する手順を示す。

(a 点呼)

避難時は、逃げ遅れないようロープ等を利用して、無駄なく行動する。

なお避難時は、強風などによる断線した電線へ注意し、避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難完了したことを施設長に伝達する。

(b 緊急連絡カード)

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、どこの施設からの避難者であることが分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等を利用し、混乱を防止するように努める。

(c 協力医療機関等との連携)

協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した利用者が出た場合は、必要な応急処置を行って、受け入れ可能な医療機関等へ入院等の協力を依頼する。

(d 健康管理)

避難生活の長期化に伴い、利用者のケア、施設職員の健康管理などが必要になるので、スタッフと打ち合わせを行いながら、必要なケアを計画的に実施する。

③ 避難が不要な場合の対応

災害発生時は、施設自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態となることも考えられるので、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、施設職員が協力して利用者の安全確保にあたる。

ライフライン停止時は冷暖房装置が使えず、利用者の適切な体温維持に留意する。

④ 安全点検

使用を開始する前に、給水、供电などのライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する。

また、施設内におけるガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検する。

(3) 施設が使用不能となった場合

① 家族等への引き継ぎ

利用者の家族等で被災を免れた方がいる場合、状況を説明し、速やかに家族等へ引き継ぐ。

② 他の社会福祉施設等の要請

利用者の家族等も同時に被災した場合、他の社会福祉施設等での受入を要請する。

(4) 必要な連絡

利用者の安全の確保を第一に、必要な措置等を取った後、被害の状況や必要な支援について、市町などの防災関係機関とあらかじめ確認しておいた情報伝達手段により、連絡を取り合う。

3. 災害発生時における地域での役割

(1) 地域での安心拠点

施設が、使用できる場合は、社会福祉施設等の使命として、地域の安心拠点として救援活動を行うことが求められる。

その際、防災活動の順位は次のとおり。

第一に、施設内利用者の救護と安全確保

第二に、地域の被災者への救援活動

第三に、市町災害対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

(2) 地域連携の重要性

大規模な災害後、2～3日間は、外部からの援助がほとんど困難な場合もあると考えられ、その際は、地域ぐるみで、人的・物的資源を総動員して、しのぐこととなる。

被災後施設が使用できる場合には、施設長（又は臨時の管理者）の指揮のもと、必要な救援活動を地域と連携してすみやかに実施するよう努める。

- ・ 避難所の提供
- ・ 一時利用者の受入れ
- ・ 負傷者の手当、ケアの実施

地域から期待されている以下の対応については、可能な限り対応する。

- ・ 冬期における暖房具の確保
- ・ 入浴施設の開放
- ・ 送迎付き入浴サービス
- ・ 清拭の実施
- ・ 給食調理サービス
- ・ 消耗品の確保
- ・ 洗濯等の委託
- ・ 介護相談の実施
- ・ 高齢者世帯巡回訪問
- ・ 健康チェック、声かけ、不安解消 など

(3) 日時経過による救援の役割分担の変化

日時の経過とともに、施設に求められる役割も変化するため、地域における安心、安全の拠点として、可能な限り対応する。

① 被災当日

被災当日は、地域と連携して、被災者の居場所確保に協力する。

② 2日目以降

2日目以降は、備蓄した飲料水、食糧を被災者へも提供するなど、地域での災害対策に可能な限り協力する。

③ 行政や他の施設からの要請への対応

市町災害対策本部、消防、警察、他の社会福祉施設等から要請があった場合には、可能な限り地域の高齢者等を一時受入れを行う。

IV 職員の役割分担等

(例示)

1. 施設滞在時

(1) 指揮班

- 1)施設管理者を補佐し、各班へ必要な事項を指示
- 2)施設利用者の状況把握（入所者、家族、出入業者、ボランティア、福祉避難所への避難地域住民及び職員の人数や健康状態等）
- 3)関係事業所（併設通所事業所、訪問事業所、同一法人施設）への支援打診
- 4)避難に関する市町災害対策本部（担当課）との連絡（避難人数、必要となる車両、資機材、支援員等の連絡及び車両到着時刻等の調整）
- 5)入所者以外の施設出入り者（家族、出入業者、ボランティアなど）へ退去等の指示（必要に応じて、入所者支援を依頼する場合もありうる）
- 6)備蓄食糧及び資機材、非常持ち出し品の点検・確保等

【備蓄品及び非常持ち出し品(例示)】

備 蓄 品 目	備蓄場所	備考
介護記録		
食糧備蓄品		
処方箋、処方薬、写真付き資料 （本人確認用）		
携帯ラジオ、懐中電灯、拡声器、乾電池、発電機、無線機		
応急医薬品（消毒薬、鎮痛剤、下痢止め、応急セット、包帯、絆創膏、カットバン、ガーゼ、目薬、携帯用吸入器及び酸素ボンベ、AED等）、オムツ（紙オムツ） Pトイレ ブルーシート、毛布、体交マクラ		

- 7)広域福祉避難所立ち上げのための先発隊の派遣対応
- 8)避難状況の確認

(2) 情報収集・伝達班

- 1)地元自治体（県・市町）が発表する情報を迅速に入手し、指揮班に伝達
- 2)非番職員への参集指示等の伝達

- 3)入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）への避難情報等の伝達

（３）避難誘導班

- 1)地元自治体（市町）から避難指示または屋内退避指示が発令された場合の屋内への避難誘導及び防護措置（窓締め、ベッドの移動等）の実施
- 2)施設所有及び地元自治体（県）が手配した避難車両等までの誘導及び乗車補助
- 3)避難車両等への備蓄物資等の積み込み
- 4)避難車両等でのケアの実施

２．避難先施設において

（１）指揮班

- 1)施設管理者を補佐し、各班へ必要な事項を指示
- 2)施設利用者の避難先での状況把握（入所者、家族、出入業者、ボランティア及び職員の人数や健康状態等）
- 3)関係事業所（併設通所事業所、訪問事業所、同一法人施設）への支援打診
- 4)避難に関する市町災害対策本部（担当課）、受入市町災害対策本部との連絡（必要となる支援、資機材、支援員等の連絡等の調整）

（２）情報収集・伝達班

- 1)地元自治体（県・市町）が発表する情報を迅速に入手し、指揮班に伝達
- 2)入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）との連絡調整

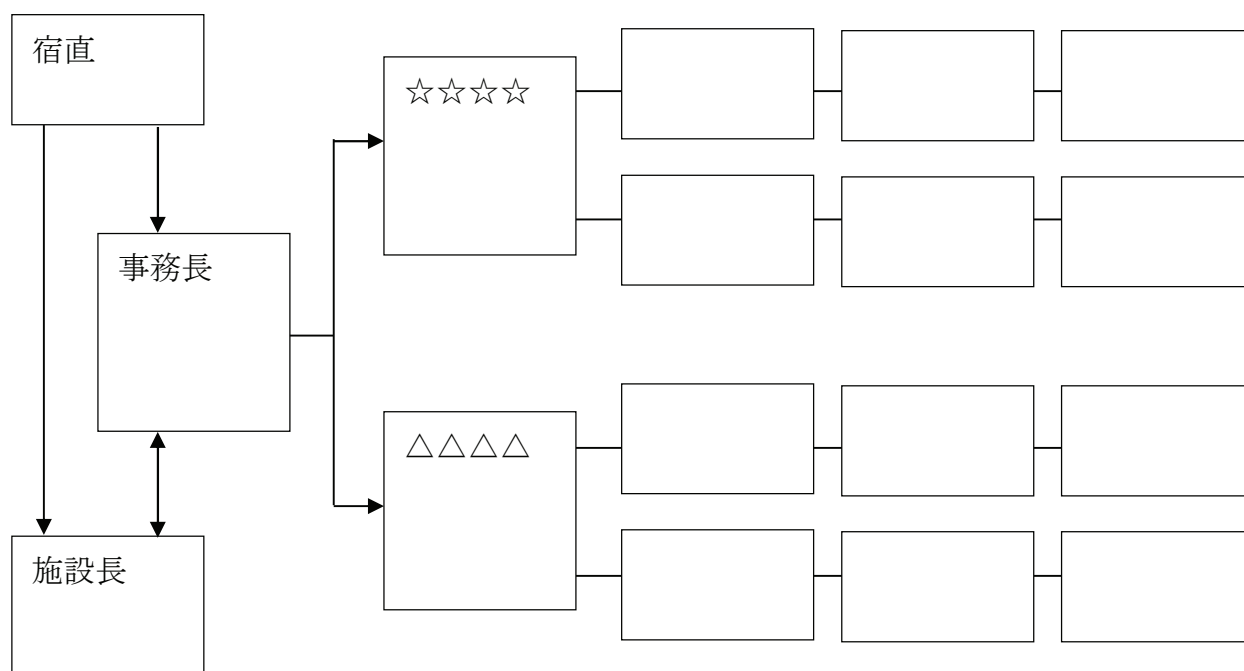
（３）避難誘導班

- 1)避難先施設との連携
- 2)避難先施設への備蓄物資等の積み込み
- 4)避難先施設でのケアの実施

V 参考資料

1. 防災情報連絡網（様式例）

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	通勤時間
				携帯メール	
施設長	○ ○ ○ ○				
事務長	□ □ □ □				
ケアマネジャー	☆ ☆ ☆ ☆				
看護職員	△ △ △ △				
:	:				
介護職員	▽ ▽ ▽ ▽				



2. 設備等点検整備表（様式例）

点検整備表

対象物	点検事項	点検担当者
建築物	○建築物の耐火性及び耐震性（構造、内装、防火区域等）に異常がないか ○建築物の基礎・土台が老朽化していないか ○外壁又は内壁に亀裂による落下の恐れがないか ○出入口、廊下及び階段に転倒するおそれがある物又は落下するおそれがある物がないか ○照明器具、時計等は固定されているか ○防火扉の破損等はないか ○機材及び設備が倒壊するおそれがないか ○安全な避難経路が確保されているか	
火気使用設備器具関係	○火気使用設備（ボイラー・ガス関係設備・湯沸所等）、火気使用器具（炊事器具、暖房器具及び電気器具全般）の安全性及び耐震性はどうか ○火気使用設備などは転倒又は落下しないか ○火気使用器具の台座が安全になっているか ○周囲から転倒又は落下するものはないか ○火気使用器具の周囲に燃えやすいものが置いてないか ○ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができているか	
係 消防用設備関係	○消火器等が指定された場所にあるか ○消火器が転倒又は落下し、損傷を受けることはないか ○消火栓及び火災報知機の点検・管理は適切に行われているか	
資機材関係 避難用	○担架、車椅子等の管理が適切に行われているか ○移送用車両・ゴムボート等の整備は適切に行われているか	

3. 災害時支援カード（様式例）

氏名等	フリガナ	○○○○ ○○ ○○	年 齢	歳
	氏 名	□ □ □ □	生年月日	年 月 日生
			性 別	男 ・ 女
留意事項	血液型	型	その他 特記事項	
	持病			

利用者の状況等

利用者の状況			
必要な介護等			
服薬の状況	有（薬名： ）・ 無	服薬時期	

家族（保護者）等の明細

氏 名	1	2	3
利用者との続柄			
住 所			
電話番号			
勤 務 先			
緊急時の連絡方法			
家族等と異なる 場合、その理由			

利用者の引継確認事項【家族（保護者）・避難先施設等】

	引継場所	引継先（家族等）	続柄	日 時	確認方法	引継責任者
1						
2						

※ 平常時においては、個人情報保護の観点から情報の管理に十分留意しておく。

4. 利用者移送計画（様式例）

（第 班）

1	移 送 責任者	【平日】	
		【休日】	
2	被移送者 (利用者)		【状態】
			【状態】
			【状態】
			【状態】
			【状態】
3	移送場所		
4	移送方法	【所要推定時間： 】	
5	移送経路		
6	移送に必要な 資機材 (不足する場合 の調達方法（調 達先・連絡先）)		
7	備考		

5. 救急医薬品一覧表（様式例）

分類	品名	数量	保管場所	使用期限
内服薬				
外用薬				
■■■				
その他				

6. 備蓄品等一覧表（様式例）

分類	品名	数量	保管場所	使用期限
飲料水、食料等	飲料水			
	米			
	非常食			
	なべ			
	食器			
	カセットコンロ			
	：			
情報機器	ラジオ			
	携帯テレビ（ワンセグ）			
	メガホン			
	携帯電話（充電器含む）			
	：			
照明等	懐中電灯			
	ローソク（ローソク台を含む）			
	携帯用発電機			
	電池			
暖房資材	石油ストーブ			
	灯油			
	携帯カイロ			
	：			
作業資材	スコップ			
	ツルハシ			
	合板			
	のこぎり			
	：			
移送用具	車いす			
	ストレッチャー			
	担架			
	おんぶ紐			
	：			
避難用具	地図			
	テント			
	ビニールシート			

分類	品名	数量	保管場所	使用期限
	ヘルメット			
	防災ずきん			
	避難用車両			
	移送用ゴムボート			
	ロープ			
	：			
医薬品等	医薬品			
	ガーゼ			
	包帯			
	：			
衛生用品	紙おむつ			
	生理用品			
	：			
その他	タオル			
	下着			
	：			
非常持ち出し品	： (担当 ; ○○)			
：	：			

7. 初動対応事項一覧表（様式例）

初動対応

初動対応者名 (住所)	地震・津波災害	風水害・土砂災害	
()	(対応事項)	(対応事項)	
()	(対応事項)	(対応事項)	
()	(対応事項)	(対応事項)	
()	(対応事項)	(対応事項)	
()	(対応事項)	(対応事項)	
()	(対応事項)	(対応事項)	

VI 用語集

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」巻末資料から抜粋。
ガイドラインで新たに定義された用語には「※」を付している。

【あ行】

大雨警報（おおあめけいほう）

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町単位で発表。

雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表。

大雨注意報（おおあめちゅういほう）

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町単位で発表。

大雨特別警報（おおあめとくべつけいほう）

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。

大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等の強度を基準とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。

■雨量を基準とする大雨特別警報

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

① 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。

② 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする）。

■台風等の強度を基準とする大雨特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

大津波警報（おおつなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

屋内安全確保（おくないあんぜんかくほ）※

屋内での待避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

【か行】

解析雨量（かいせきうりょう）

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせ、より精度が高い、面的な雨量を1 キロメートル格子で解析したもの。

規格化版流域雨量指数（きかくかばんりゅういきうりょうしすう）

流域雨量指数を、1991～2010 年の20 年間の最大値に対する比率として表したものの。5 キロメートル格子で表示し、おおよその出現頻度を推定できる。例えば、この指数が0.50～0.69 であれば1 年に数回程度で発現する流域雨量指数であり、0.70～0.89 であれば1 年に1 回程度、0.90～0.99 であれば数年に1 回程度、1.00～ならば過去20 年程度で経験がない流域雨量指数であることを意味する。

危険潮位（きけんちょうい）※

その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位。

基準面（きじゅんめん）

陸地の高さや海の深さの基準となる面のこと。潮汐に関する基準面には、潮位の観測基準面、東京湾平均海面、潮位表基準面、基本水準面等がある。

強風注意報（きょうふうちゅういほう）

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町単位で発表。

記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発

表される情報。

緊急地震速報（きんきゅうじしんそくほう）

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。

地震波には主に 2 種類の波があり、最初に伝わる早い波（秒速約 7km）を P 波、速度は遅い（秒速約 4km）が揺れは強い波を S 波という。この速度差を利用して、P 波を検知した段階で S 波による大きな揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約 30 万 km）で伝わることから、S 波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。

警報（けいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波警報は全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。

洪水警報（こうずいけいほう）

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町単位で発表。

洪水注意報（こうずいちゅういほう）

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町単位で発表。

洪水時家屋倒壊危険ゾーン（こうずいじかおくとうかいきけんぞーん）

洪水氾濫または河岸侵食により家屋の倒壊のおそれがある区域。

a)洪水時家屋倒壊危険ゾーン（洪水氾濫）

河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

b)洪水時家屋倒壊危険ゾーン（河岸侵食）

洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

降水短時間予報（こうすいたんじかんよほう）

1 時間降水量について分布図形式で行う予報。30 分毎に発表し、1km 格子単位で 6 時間後（1 時間～6 時間先）まで予報する。

降水ナウキャスト（こうすいなうきゃすと）

降水強度について分布図形式で行う予報。5 分毎に発表し、1km 格子単位で 1 時間後（5 分～60 分先）まで予報する。

洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

洪水予報河川は、流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川が対象となる。

【さ行】

災害・避難カード（さいがい・ひなんカード）※

本ガイドライン（案）で提案する、水害（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮、津波の災害毎に立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所を建物毎に整理して事前に記したカード。各家庭において、災害種別毎にどのように行動するのかを確認し、災害時は、市町が発する避難勧告等の情報をトリガーとして、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができる。

災害時要援護者（さいがいじょうえんごしゃ）

避難行動に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難な者、災害から自らを守るための避難行動をとるのに手助けが必要な者（例えば、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）。

平成 25 年 6 月の災害対策法改正において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義されている。

山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）による被害のおそれがある地区。

①山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害（落石による災害を含む。）が発生するおそれがある地区

②崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

③地すべり危険地区

地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

水位周知河川（すいいしゅうちかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が水位情報を通知及び周知する対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

水防団待機水位（すいぼうだんたいきすい）

水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。

【た行】

待避（たいひ）

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること。

本ガイドライン（案）における「屋内安全確保」の一つ。

台風情報（たいふうじょうほう）

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10 分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

b) 台風の予報の内容

72 時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

高潮警報（たかしおけいほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して概ね市町単位で発表。

高潮注意報（たかしおちゅういほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために概ね市町単位で発表。災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。

a) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれのある場合。

b) 高潮災害には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設等の損壊、船舶等の流出などがある。「異常潮」によるものを含む。

高潮特別警報（たかしおとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予

想される場合に発表。

■高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

竜巻注意情報（たつまきちゅういじょうほう）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に概ね 1 つの県を対象に発表される。有効期間は、発表から 1 時間。

注意報（ちゅういほう）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。

潮位（ちょうい）

基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。

「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等が用いられる。

潮汐（ちょうせき）

約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位（潮位）の昇降現象のこと。

津波警報（つなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

津波注意報（つなみちゅういほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であっ

て、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

天文潮（てんもんちょう）

潮汐のうち、月や太陽の起潮力のみによって生じる海面の昇降現象。潮汐は、天文潮に気圧や風など気象の影響が加わったもの。

天文潮位（てんもんちょうい）

主として天文潮を予測した潮位のこと。推算潮位。過去に観測された潮位データの解析をもとにして計算される。

東京湾平均海面（TP）（とうきょうわんへいきんかいめん）

標高（海拔高度）の基準面。水準測量で使用する日本水準原点は TP 上 24.4140m と定義されている。以前は東京湾中等潮位と呼ばれていたが、現在は用いられていない。

特別警戒水位（とくべつけいかいすい）

水位周知河川において、付近の住民が避難を開始するために設定された水位。氾濫危険水位と同意。

特別警報（とくべつけいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

津波は「大津波警報」として発表される。

土砂災害危険区域（どしゃさいがいきけんくいき）

都道府県が調査した土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による被害のおそれがある区域。

①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地

②土石流危険区域

溪流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域

③地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれ

があると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき・どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

①土砂災害警戒区域

：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域

：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害警戒判定メッシュ情報（どしゃさいがいけいかいはんていめっしゅじょうほう）

土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生危険度を 5km メッシュ毎に階級表示した分布図。「土砂災害警戒情報の補足的な情報」の一つ。気象庁 HP や防災情報提供システムで提供されている。

土壌雨量指数（どじょうりょうしすう）

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。5km メッシュ、30 分毎に計算している。

【は行】

氾濫危険情報（洪水警報）（はんらんきけんじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなる時に発表される洪水予報。

洪水予報河川及び河川管理者により指定された河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合には、「××川氾濫危険情報」が発表される。

氾濫危険水位（はんらんきけんすい）

基準地点の受け持ち区間において、氾濫のおそれが生じる水位。

氾濫警戒情報（洪水警報）（はんらんけいかいじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなる時に発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又は氾濫危険水位に達すると予想された場合には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

氾濫注意水位（はんらんちゅういすい）

出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。

氾濫注意情報（洪水注意報）（はんらんちゅういすい（こうずいちゅういほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなる時に発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合には、「××川氾濫注意情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

氾濫発生情報（洪水警報）（はんらんはっせいじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなる時に発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。

洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、発表されることがある。

避難勧告（ひなんかんこく）

市町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。

本ガイドライン（案）では、屋内安全確保も避難勧告が促す避難行動としている。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

避難指示（ひなんしじ）

市町長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。

本ガイドラインでは、避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者に立ち退き避難を促す。

また、土砂災害等から立ち退き避難をしそびれた者に屋内安全確保を促す。

津波災害については、立ち退き避難を促す。

避難準備情報（ひなんじゅんぴじょうほう）

市町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。

本ガイドライン（案）では、気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をすることを求める。

また、（災害時）要配慮者に、立ち退き避難を促す。

避難所（ひなんじょ）

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。

避難場所（ひなんばしょ）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。

避難判断水位（ひなんはんだんすい）

避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位。

府県気象情報（ふけんきしょうじょうほう）

警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。

暴風警報（ぼうふうけいほう）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね 20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下の通り。

■台風等を要因とする暴風特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島につ

いては、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

【や行】

要配慮者（ようはいりょしゃ）

平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」のこと。

【ら行】

陸閘（りくこう）

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

流域（りゅういき）

ある河川、または水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域。

洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

流域平均雨量（りゅういきへいきんうりょう）

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。

流域雨量指数（りゅういきうりょうしすう）

河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。5km 四方の領域ごとに算出される。